

障害者虐待防止法に規定する
障害者虐待の間接的防止措置に関する研究
報 告 書

令和3（2021）年 3月

一般財団法人 日本総合研究所

第Ⅰ部 事業概要	1
1. 事業要旨	3
2. 事業目的	3
3. 事業の実施内容	5
4. 調査等の結果	6
5. 検討委員会	13
6. 成果の公表方法	14
第Ⅱ部 調査等の結果概要	15
Ⅱ－１． 都道府県及び市町村の学校を所管する部署による、学校の長に対して行っている取組概要を把握するための調査結果	17
1. 学校における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度等の整理	19
2. すべての幼児、児童、生徒、学生（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査	25
3. すべての幼児、児童、生徒、学生（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組概要を把握するためのヒアリング調査	39
4. 検討委員会委員からのヒアリング調査	45
5. 都道府県及び市町村の学校を所管する部署における、障害者虐待防止法第 29 条で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組の考察	54
Ⅱ－２． 都道府県及び市町村認可保育所所管部署による、認可保育所の長に対して行っている取組概要を把握するための調査結果	57
1. 保育所等における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度等の整理	59
2. すべての児童（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査	66
3. すべての児童（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組概要を把握するためのヒアリング調査	79
4. 検討委員会委員からのヒアリング調査	84
5. 都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署における、障害者虐待防止法第 30 条で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組の考察	93

Ⅱ－３． 都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署により、医療機関の管理者等 に対して行っている取組概要を把握するための調査結果	97
1. 医療機関における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度等 の整理	99
2. 医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、 都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っ ている取組概要を把握するためのアンケート調査	105
3. 医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、 都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っ ている取組概要を把握するためのヒアリング調査	126
4. 検討委員会委員からのヒアリング調査	130
5. 都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署における、障害者虐待防止法第 31 条で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組の考察	164
Ⅱ－４.総合考察	167
1. 障害者虐待防止法第 29～31 条における、いわゆる「間接的防止措置」の呼称変更	169
2. 障害者虐待防止法所管官庁、所管部署の役割推進	169
参考資料	171
1. 障害者虐待防止法制定時、施行時に、学校、保育所等、医療機関所管官庁から発出さ れた通知等	173
2. 「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置」に関するアンケート調 査 調査票	183

第Ⅰ部 事業概要

1. 事業要旨

学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待防止の実効性を高めることを目的に、本研究事業では、①既存の法制度等の整理、②都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の学校、保育所等、医療機関を所管する部署に対する実態把握調査、③学校、保育所等、医療機関における「間接的防止措置」の推進に資することを目的として、学校、保育所等、医療機関の所管官庁から周知がなされる機会に参考となるような情報や課題等の整理、提案を行った。

上記「都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署に対する実態把握調査」からは、都道府県及び市町村の各所管部署が、各機関の長に対して行っている、各機関を利用する者に対する虐待防止を推進することを目的とした既存の取組が、各機関を利用する障害者への虐待防止の取組や体制整備としても包含されている（＝「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）第 29～31 条で規定する「間接的防止措置」にも重なっている）ことを確認できた。以上のことから、今後、都道府県及び市町村の各機関を所管する部署においては、上記の既存の取組が、障害者虐待防止法第 29～31 条で規定する「間接的防止措置」にも該当すること及び既存の取組の効果がさらに発揮されるよう、各機関の長に対する理解促進の取組（周知等）がなされることが求められる。

2. 事業目的

障害者虐待防止法第 29 条、第 30 条、第 31 条では、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に対して、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該各機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置（以下「間接的防止措置」という。）¹を講ずることを規定している。また、平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法施行を受けて、学校、保育所等、医療機関の所管官庁から、障害者虐待防止法に関する周知及び「間接的防止措置」の徹底に関する通知も発出されている。²

厚生労働省が毎年実施、公表している「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」における、都道府県及び市町村の障害福祉担当部署が受理した、学校、保育所等、医療機関における障害者虐待に相当する事例に関する相談・通報件数は、平成 25 年度～令和元年度にかけて、毎年、各機関合計で 100 件前後が計上されており、障害者虐待に相当すると考えられる事例が一定程度存在すると推測される。

一方、各機関における「間接的防止措置」の取組は各機関の独自の取組に委ねられている経緯があり、その取組実態も概要も把握されていない。

こうした現状、問題認識をもとに、学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待防止の実効性を高めることを目的に、本研究事業では以下の取組を実施した。

¹ 次頁参照

² 本報告書 p. 173～182

- ①既存の法制度等の整理：学校、保育所等、医療機関ごとに、障害者に対する虐待防止に関する法制度等の規定や通知等の整理
- ②実態把握調査：学校、保育所等、医療機関の管理者等が各機関を利用する者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署（以下、省略する場合「都道府県及び市町村の所管部署」という）が、各機関の管理者等に対して行っている支援内容の把握等
- ③成果物の取りまとめ：学校、保育所等、医療機関における「間接的防止措置」の推進に資することを目的として、学校、保育所等、医療機関の所管官庁から周知がなされる機会に参考となるような情報や課題等の整理、提案

【障害者虐待防止法】（抄）

第 29 条（就学する障害者に対する虐待の防止等）

学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

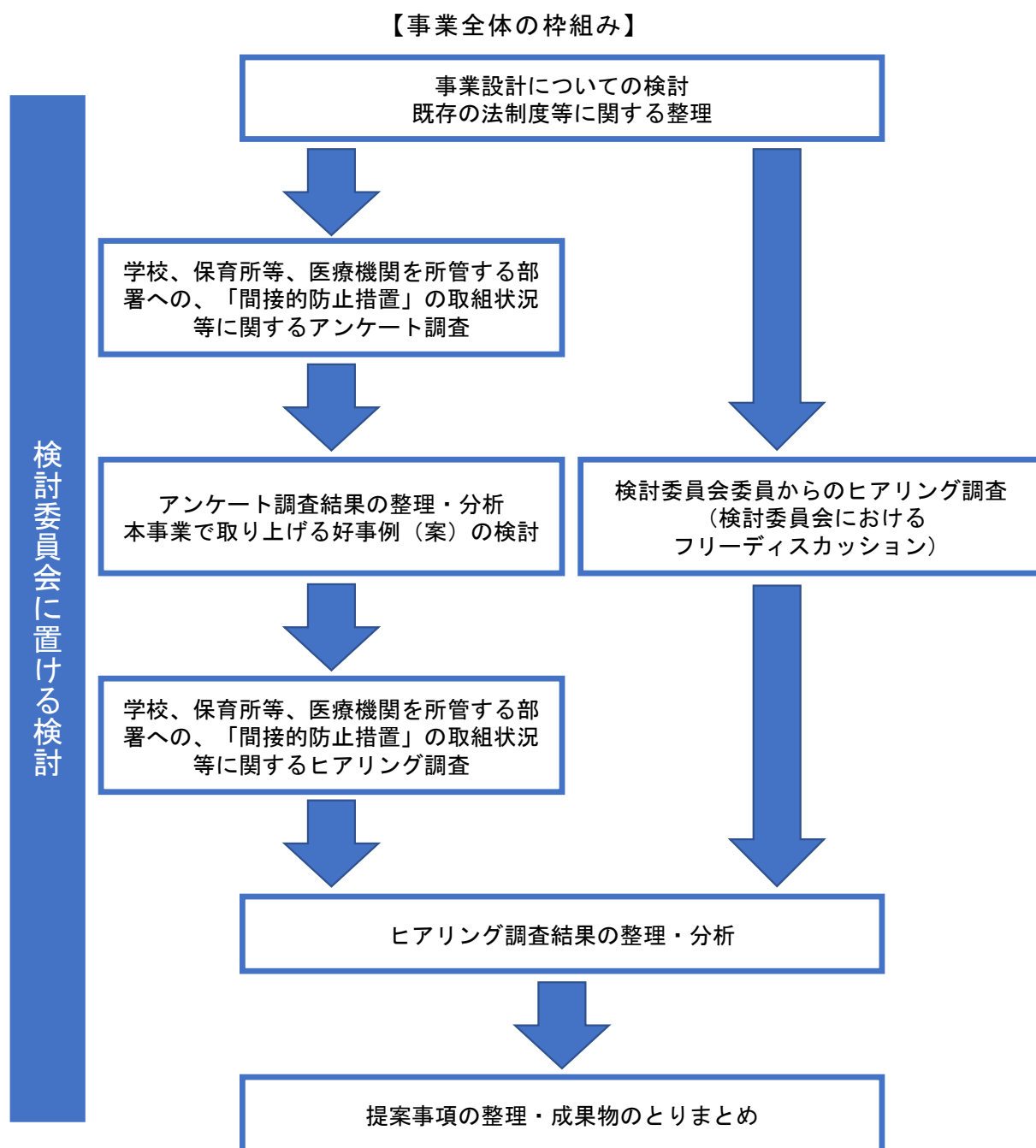
第 30 条（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

保育所等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所若しくは同法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第 31 条（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

医療機関（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

3. 事業の実施内容



4. 調査等の結果

※p. 6～p. 14 では調査の実施概要を記載。

※調査結果等の詳細は、第Ⅱ部に記載。

4－1. 学校、保育所等、医療機関における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度等の整理

学校、保育所等、医療機関における障害者虐待相当事案に関する現行制度について、障害者虐待防止の実効性の確保という点に照らした場合、どのような規定、仕組みとなっているかを確認するため、以下の整理、検討を行った。

○障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理

○障害者虐待防止法その他既存の法制度における、各機関を利用する障害者に対する虐待防止を目的とした規定、仕組みの整理

4－2. 学校、保育所等、医療機関の管理者等が各機関を利用する者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署が、各機関の管理者等に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査

(1) 調査目的

学校、保育所等、医療機関の管理者等が各機関を利用する者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署が、各機関の管理者等に対して行っている取組概要の把握及びヒアリング調査候補先を抽出する目的で、アンケート調査を実施した。

本調査実施にあたっては、特に以下の点を重視した。

- ①都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署が従前から各機関に対して実施している指導や助言、指導監査（立入調査、報告の徴収等）における取組を前提とし、
 - ②上記①に加え、学校、保育所等、医療機関を利用する障害者への虐待防止の実効性を高めるという観点から、障害者虐待防止法第 29 条～31 条で学校、保育所等、医療機関の管理者に求める障害者虐待防止措置の実施に寄与する、都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署による取組の把握及びヒアリング調査先の抽出

(2) 調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

1) 学校所管部署

① 公立学校所管部署（都道府県及び市町村教育委員会）

項 目	内 容
調査対象	・ 47 都道府県教育委員会 ・ 1,811 市町村教育委員会等(市町村、特別区、一部教育事務組合等) ※「文部科学統計要覧（令和 2 年版）」_「19. 教育行財政」より。 主に公立の幼・小・中・高、特別支援学校など
実施時期	・ 令和 3 年 1 月～ 2 月
実施方法	・ 配布：文部科学省から、都道府県教育委員会を通じて、市町村教育委員会にメール発出を依頼（指定都市には、文部科学省から直接メール発出を依頼） ・ 回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼

② 私立学校所管部署（都道府県知事部局）

項 目	内 容
調査対象	・ 47 都道府県知事部局 主に私立の幼・小・中・高など
実施時期	・ 令和 3 年 1 月～ 2 月
実施方法	・ 配布：文部科学省から、都道府県知事部局にメール発出を依頼 ・ 回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼

◆回収数：（①、②の合計）1,116 通

※国立学校、公立及び私立の高等専門学校及び大学の所管部署は文部科学省であるが、調査対象（配布部署）が少なく、回答結果が特定されることを避けるため、本調査の対象からは除いた。

2) 保育所等

・ 認可保育所所管部署（都道府県及び市町村）

項 目	内 容
調査対象	・ 47 都道府県認可保育所所管部署 ・ 1,741 市町村認可保育所所管部署（特別区を含む）
実施時期	・ 令和 3 年 1 月～ 2 月
実施方法	・ 配布：厚生労働省から、都道府県認可保育所所管部署を通じて、市町村認可保育所所管部署にメール発出を依頼（指定都市、中核市には、厚生労働省から直接メール発出を依頼） ・ 回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼
回収数	708 通

※保育所等の種別や所管部署の違いによる「間接的防止措置」の取組には差が見られないと考えられることから、本調査対象を都道府県及び市町村の認可保育所所管部署に限定すること、本調査結果から導いた成果物を、認可外保育所及び認定こども園の所管部署に対しても援用して周知いただくことについて、各所管官庁から了承を得た。

3) 医療機関

①一般病院所管部署（20床以上の病院、精神科病院及び診療所を除く）

項 目	内 容
調査対象	・ 47 都道府県及び 20 指定都市衛生所管部署
実施時期	・ 令和 3 年 1 月～ 2 月
実施方法	・ 配布：厚生労働省から、都道府県及び指定都市衛生所管部署宛てにメール発出を依頼 ・ 回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼
回収数	38 通

②精神科病院所管部署（20床以上の病院、診療所を除く）

項 目	内 容
調査対象	・ 47 都道府県及び 20 指定都市精神科病院所管部署
実施時期	・ 令和 3 年 1 月～ 2 月
実施方法	・ 配布：厚生労働省から、都道府県及び指定都市精神科病院所管部署宛てにメール発出を依頼 ・ 回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼
回収数	45 通

（3）アンケート調査結果の整理

アンケート調査結果の集計を行うとともに、各所管部署が行っている「間接的防止措置」の推進に向けた具体的取組を整理した。

4-3. 学校、保育所等、医療機関の管理者等が各機関を利用する者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署が、各機関の管理者等に対して行っている取組概要を把握するためのヒアリング調査

(1) 調査目的

4-2. で整理したアンケート調査結果をもとに、学校、保育所等、医療機関の管理者等が各機関を利用する者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署が、各機関の管理者等に対して行っている取組の具体的内容や工夫を把握することを目的としてヒアリング調査を実施した。

具体的には、アンケート調査結果をもとに、下表に示す「ヒアリング調査先選定の視点」を整理し、該当すると推測される回答を得られた都道府県及び市町村の所管部署に対し、当該取組例の具体的内容や工夫等を聞きとった。

【ヒアリング調査先選定の視点】

- 人口規模、自治体区分（都道府県、指定都市、中核市、市町村）
- 都道府県及び市町村の所管部署として、各機関を利用する者に対して行っている虐待防止や不適切な行為に該当する行為を例示し、所管内の学校、保育所等、医療機関が統一の見解、対応を図れるよう、周知している（障害者虐待に相当する行為や虐待者として職員を含める等）
- 児童、生徒や保護者、患者等に対するアンケート調査等を実施し、早期に虐待や体罰、いじめ等に関する事態を把握する仕組みがある
- 都道府県及び市町村の所管部署に、所管内の学校、保育所等、医療機関を利用する者や職員等からの相談を受ける仕組みや体制を整備している
- 他部署（特に特別支援教育所管部署、障害者虐待担当部署等）と連携、協力する仕組みを設けている 等

※一方、アンケート調査結果の回答や検討委員会での意見から、すでに多くの学校、保育所等、医療機関で取り組まれたり、仕組みとして定着したりしていることが推測される以下の取組や仕組み等は、本事業における「参考となると考えられる取組等」としない（＝ヒアリング調査協力先とはしない）ことを確認した。

- ・学校、保育所等、医療機関を利用するすべての児童・生徒、患者等の人権が守られる取組や仕組み＝各機関を利用する障害者に対する虐待防止の前提」と考えられる取組等として、多くの学校、保育所等、医療機関ですでに取り組まれていること、仕組みとして定着していること
- ・児童虐待か（教）職員からの体罰等かを読み取れない取組
 - －所管部署に、所管内の学校、保育所等、医療機関から、いじめや（児童）虐待、人権等に関する相談を受ける仕組みや体制が整備されている、担当者が配置されている
 - －いじめや（児童）虐待等の事例を把握した場合の、対応の流れ構築に向けた支援や、対応における助言・支援等

(2) 調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

1) 調査対象

前述の「ヒアリング調査先選定の視点」に沿っていると考えられる取組等を回答いただいた都道府県及び市町村の所管部署に対し、調査への協力依頼を行った（合計7自治体、資料提供に協力いただいた都道府県及び市町村の所管部署を含む）。

【ヒアリング調査先】

対象	都道府県	市町村	合計数
学校所管部署	2	0	2
認可保育所所管部署	0	3	3
医療機関所管部署	1	1	2
合 計			7

2) 調査実施時期

令和3年3月

3) 調査実施方法

事前に、アンケート調査の回答内容を深掘りするために調査依頼項目を送付した。ヒアリング調査当日は、その調査項目に基づいて、オンラインまたは電話での聞き取りを行った。

(3) ヒアリング調査結果の整理

ヒアリング調査の各所管部署が、各機関の管理者等に対して行っている取組の具体的な内容や工夫等を整理し、とりまとめた。

4－4．検討委員会委員からのヒアリング調査

（検討委員会におけるフリーディスカッション）

（１）調査目的

検討委員会の委員が所属する各団体の会員（学校、保育所等、医療機関の現場）や団体として行っている、各機関を利用する者（障害者を含む）に対する、虐待や不適切な行為等を防止する取組や体制、その工夫等を把握する目的でヒアリング調査を実施した。特に以下の２テーマについて、取組概要や考え方等について意見を求めた。

○各団体に所属する学校、保育所等、医療機関の現場における虐待防止の取組について

○学校、保育所等、医療機関の現場において「間接的防止措置」の義務を果たすために、必要と考えられること

（２）調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

１）調査対象

検討委員会委員

２）調査実施時期

令和３年２月（第２回、第３回検討委員会）

３）調査実施方法

第２回、第３回検討委員会時、取組概要をまとめた資料をもとに、各委員から説明、聞き取りを行った。

（３）ヒアリング調査結果の整理

委員が所属する各団体の会員や団体として行っている、各機関を利用する者（障害者を含む）に対する、虐待や不適切な行為等を防止する取組や体制、その工夫等を整理しとりまとめた。

4－5．提案事項の整理及び成果物のとりまとめ

（１）学校、保育所等、医療機関の所管官庁における、障害者虐待防止法で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組の考察

4－1．から4－4．までの整理・分析をもとに、学校、保育所等、医療機関の所管官庁ごとに、障害者虐待防止法で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組を整理するとともに、さらなる推進に向けた考察をとりまとめた。

（２）総合考察

（１）をとりまとめるとともに、総合考察として、「間接的防止措置」の呼称変更や所管官庁・所管部署の役割推進をとりまとめた。

5. 検討委員会

(1) 検討委員会の設置目的及び委員

本研究事業では、事業の設計・実施・分析等にわたり、一貫して助言を得るために有識者、学校、保育所等、医療機関等により構成される検討委員会を設置し、学校、保育所等、医療機関における障害者虐待防止の推進に向けた方策等に関する検討を行った。委員及びオブザーバーは下表のとおりである。

■検討委員会 委員 (五十音順、敬称略、◎：委員長)

氏 名	分野	所 属
市 川 裕 二	学校	都立あきる野学園 校長 (全国特別支援学校長会会長)
江 澤 和 彦	医療機関	日本医師会 常任理事
小 山 聡 子	障害者虐待	日本女子大学 人間社会学部長 社会福祉学科 教授 (日本障害者虐待防止学会 理事長)
川 崎 勝 久	学校	新宿区立花園小学校・幼稚園 校園長 (全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 会長)
◎曾 根 直 樹	障害者虐待	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科 (専門職大 学院) 准教授 (日本障害者虐待防止学会 副理事長、事務局長)
高 谷 俊 英	保育所等	公益社団法人 全国私立保育園連盟 常務理事
玉 井 邦 夫	学校	大正大学 心理社会学部 臨床心理学科 教授
中 島 公 博	医療機関	医療法人社団 五稜会病院 理事長 (日本精神科病院協会 理事)
松 井 剛 太	保育所等	香川大学教育学部 准教授
山 下 洋	医療機関	九州大学病院 子どものこころの診療部 特任准教授

■オブザーバー

文部科学省	初等中等教育局	特別支援教育課
厚生労働省	医政局	総務課
厚生労働省	子ども家庭局	保育課
厚生労働省	子ども家庭局	総務課少子化総合対策室
厚生労働省	社会・援護局	障害保健福祉部 精神・障害保健課
厚生労働省	社会・援護局	障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

■事務局

一般財団法人 日本総合研究所

（２）検討会の開催日程及び議題

検討委員会の開催日及び議題は以下のとおりである。

「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」検討委員会 開催日、議題

開催日	議題
第１回検討委員会 令和２年１２月１日	(１) 事業設計・成果物のイメージについて (２) アンケート調査について（調査対象（案）、調査項目（案）、配布方法、スケジュール等） (３) ヒアリング調査について（調査対象（案）、進め方（案）） (４) 今後のスケジュールについて (５) その他
第２回検討委員会 令和３年２月３日	(１) 学校、保育所等関係委員へのヒアリング調査（フリーディスカッション） (２) アンケート調査の進捗状況報告 (３) 今後のスケジュールについて（予定） (４) その他
第３回検討委員会 令和３年２月１２日	(１) 本日の進め方について、資料確認 (２) アンケート調査経過報告、障害者虐待防止法第 29～31 条で規定されている各機関を利用する障害者への虐待防止に資すると考えられる取組例についての検討（案） (３) 医療機関関係委員へのヒアリング調査（フリーディスカッション） (４) 今後のスケジュールについて（予定） (５) その他
第４回検討委員会 令和３年３月１８日	(１) 報告書、周知資料作成にあたっての検討 ①提案事項、障害者虐待防止法第 29～31 条で規定されている各機関を利用する障害者への虐待防止に資すると考えられる取組例の考え方（方針）について ②報告書（案）について ③周知資料について (２) 今後のスケジュールについて（予定）

６．成果の公表方法

以下の方法により、本研究事業における成果物を公表する。

(１) 研究報告書の作成

(２) 弊所ホームページでの上記（１）研究報告書の公開

広報、普及啓発を目的に、上記（１）研究報告書を弊所ホームページで公開する。



第Ⅱ部 調査等の結果概要

Ⅱ－１．都道府県及び市町村の学校を所管する 部署による、学校の長に対して行っている取組 概要を把握するための調査結果

- ・ 公立：都道府県及び市町村教育委員会
 - ・ 私立：都道府県知事部局
-

1. 学校における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度等の整理

＊「学校」の定義：国、地方公共団体及び別に法律で定める法人（私立）が設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

学校における障害者虐待相当事案に関する現行制度について、障害者虐待防止の実効性の確保という点に照らした場合、どのような規定、仕組みとなっているかを確認するため、以下の整理、検討を行った。

○障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理

○障害者虐待防止法その他既存の法制度における、就学する障害者に対する虐待防止を目的とした規定、仕組みの整理

1－1. 障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理

学校における障害者虐待防止の実効性の確保という点に照らした整理を行うため、障害者虐待防止法上の通報義務が課せられている施設従事者虐待における規定、仕組みを参考とし、概観する。

（１）施設従事者虐待に該当する「施設、事業」の範囲（障害者虐待防止法第２条４項）

障害者虐待防止法では、以下の施設、事業に従事する者が、当該施設、事業を利用する障害者等について行う、後述の（２）に該当する行為を「施設従事者虐待」と位置付けている。

- ・「障害者福祉施設」：障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園
- ・「障害福祉サービス事業等」：障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

（２）虐待に該当する行為（障害者虐待防止法第２条７項）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待に該当する虐待行為として以下の５つの行為を規定している。

- ・身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ・性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ・心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・放棄、放置：障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること（例：減食放置、当該障害者福祉施設の他の入所者等による上記３つと同様の行為の放置）（要約）
- ・経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

（３）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置（障害者虐待防止法第 15 条）

障害者虐待防止法では、障害福祉施設の設置者または障害福祉サービス事業等を行う者に対して、これらの施設等の従事者に対する研修の実施や利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等、障害者福祉施設等による障害者虐待の防止のための措置を講ずることを規定している。

- ・障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（４）通報の義務、届出、都道府県への報告等（障害者虐待防止法第 16 条、第 17 条）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待を受けたと思われる障害者の発見者による市町村への速やかな通報、施設従事者虐待を受けた障害者による、市町村への届出を規定している。

また、上記の通報や届出を受けた市町村は、事実確認を行った結果、施設従事者虐待が確認できた場合や都道府県と共同して事実確認を行う必要が生じた場合には、規則に定める事項を都道府県に報告することとしている。

- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない（1 項）。
- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる（2 項）。
- ・市町村は、通報や届出を受けた場合、当該通報や届出に関する事項を、当該福祉施設、サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。（17 条）（要約）

（５）通報等を受けた場合の措置（市町村及び都道府県による権限行使）（障害者虐待防止法第 19 条）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待に係る通報、届出、報告を受けた市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設等の業務等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法、障害者総合支援法その他関係法律の規定による権限（報告徴収等）を適切に行使するものとしている。

- ・市町村が第 16 条第 1 項の規定による通報若しくは同条第 2 項の規定による届出を受け、又は都道府県が第 17 条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（６）公表（障害者虐待防止法第 20 条）

障害者虐待防止法では、都道府県知事は、毎年度、施設従事者虐待の状況、施設従事者虐待があった場合に採った措置等を公表するものとしている。

- ・都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

1－2. 障害者虐待防止法やその他既存の法制度における、就学する障害者に対する虐待防止を目的とした規定、仕組みの整理

(1) 障害者虐待防止法における「学校」に関する規定

1) 障害者に対する虐待の禁止（障害者虐待防止法第3条）

障害者虐待防止法では、障害者に対して何人も虐待行為をすることを禁じることを規定している。

・何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

障害者福祉研究会編集「逐条解説障害者虐待防止法」によると、「本条でいう『虐待』とは障害者虐待防止法第2条で定義されている虐待類型に限らず、幅広く障害者の福祉を害する行為や不作為を含むもの」と記載されている。

【参考】

本条は、本法により障害者虐待防止措置が規定されている障害者虐待の場合にとどまらず、障害者に対して何人も虐待行為をすることを禁じることを規定したものである。本条でいう「虐待」とは第2条で定義されている虐待類型に限らず、幅広く障害者の福祉を害する行為や不作為を含むものである。

出典：障害者福祉研究会編集「逐条解説障害者虐待防止法」中央法規，平成25年1月，p.28

2) 障害者虐待の早期発見等（障害者虐待防止法第6条第2項）

障害者虐待防止法では、学校を含め、障害者虐待を発見しやすい立場にある関係機関等に対し、早期発見の努力義務を規定している。

・障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3) 就学する障害者に対する虐待の防止等（障害者虐待防止法第29条）

障害者虐待防止法では、就学する障害者等に対する間接的防止策として、学校長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する以下の措置を講ずることを規定している。

- ・障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発
- ・就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備
- ・就学する障害者に対する虐待に対処するための措置
- ・その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置

- ・学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（２）「国手引き」における学校で起きた虐待事案への対応に関する記載

『市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き』（令和 2 年 10 月、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、p. 28、以下「国手引き」という。）では、学校で起きた虐待事案を障害者虐待担当部署が受け付けた場合の対応を以下のように記載している（趣旨を変えない程度に要約）。

- ・学校で起きた虐待事案の、都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から都道府県及び市町村の学校所管部署への引き継ぎ
- ・都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署と、都道府県及び市町村の学校所管部署との間での、学校における虐待に関する通報や相談受理後の対応や引継方法の確認
- ・都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から、都道府県及び市町村の学校所管部署に対する障害者虐待防止法第 29 条の規定に関する取組実施状況の確認要請

【参考】学校における障害者への虐待について

学校における障害者への虐待については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び学校教育法の規定に基づき、教育委員会、校長、指導教諭等が管理、監督をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、市町村、都道府県の教育委員会、教育センターが考えられます。（「国手引き」 p. 28）

（３）障害者虐待防止法施行に関する通知の発出

文部科学省では、障害者虐待防止法制定時、各都道府県教育委員会をはじめ、都道府県及び市町村の学校を所管する部署に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について（通知）」（23 初特支第 7 号、平成 23 年 6 月 24 日）を発出している。

(4) 学校教育法、通知等による「体罰の禁止」等の規定等

1) 学校教育法第 11 条

学校教育法では、第 11 条で体罰の禁止が規定されている。

(学校教育法)

11 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

2) 体罰禁止に関する通知等

体罰については「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（24 文科初第 1269 号、平成 25 年 3 月 13 日）が、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省スポーツ・青少年局長連名で発出されており、その中で、体罰の具体例が示されている。これらの内容をみると、障害者虐待防止法で規定する施設従事者虐待類型のうち、身体的虐待におおむね相当するように推測される。

また、「池田町における自殺事案を踏まえた生徒指導上の留意事項について（通知）」（29 初児生第 28 号、平成 29 年 10 月 20 日）において、教職員による体罰のほか、暴言も含めた不適切な言動や指導が許されない旨を示している。

2. すべての幼児、児童、生徒、学生（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査

2-1. 調査概要

（1）調査目的

すべての幼児、児童、生徒、学生（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組概要の把握及びヒアリング調査候補先を抽出する目的で、アンケート調査を実施した。

本調査実施にあたっては、特に以下の点を重視した。

- ①都道府県及び市町村の学校所管部が従前から学校に対して行っている学校運営に関する指導助言に関する取組を前提とし、
- ②上記①に加え、就学する障害者への虐待防止の実効性を高めるという観点から、障害者虐待防止法第29条で学校の長に求める障害者虐待防止措置の実施に寄与する、都道府県及び市町村の学校所管部による取組の把握及びヒアリング調査先の抽出

（2）調査対象、調査実施時期、調査実施方法等（再掲）

①公立学校所管部署（都道府県及び市町村教育委員会）

項 目	内 容
調査対象	・ 47 都道府県教育委員会 ・ 1,811 市町村教育委員会等（市町村、特別区、一部教育事務組合等） ※「文部科学統計要覧（令和2年版）」_「19. 教育行財政」より。 主に公立の幼・小・中・高、特別支援学校など
実施時期	・ 令和3年1月～2月
実施方法	・ 配布：文部科学省から、都道府県教育委員会を通じて、市町村教育委員会にメール発出を依頼（指定都市には、文部科学省から直接メール発出を依頼） ・ 回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼

②私立学校所管部署（都道府県知事部局）

項 目	内 容
調査対象	・ 47 都道府県知事部局 主に私立の幼・小・中・高など
実施時期	・ 令和3年1月～2月
実施方法	・ 配布：文部科学省から、都道府県知事部局にメール発出を依頼 ・ 回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼

◆回収数：（①、②の合計）1,116 通

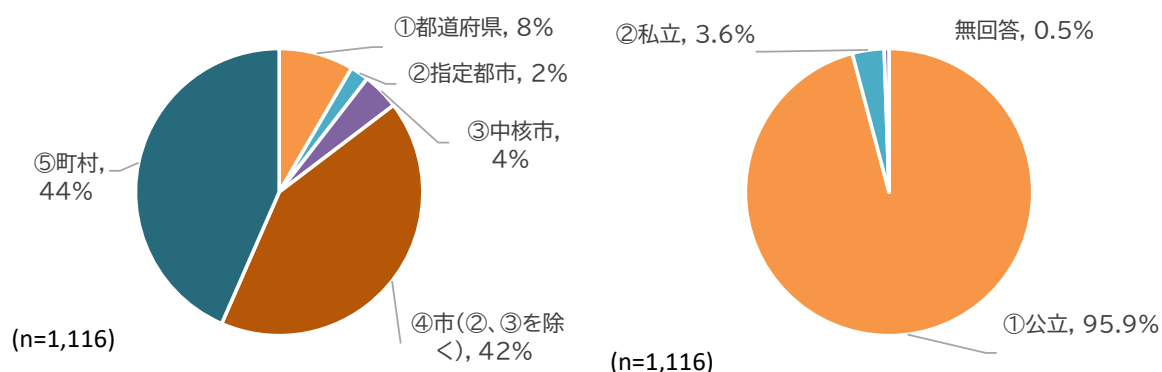
※国立学校、公立及び私立の高等専門学校及び大学の所管部署は文部科学省であるが、調査対象（配布部署）が少なく、回答結果が特定されることを避けるため、本調査の対象からは除いた。

2-2. 調査結果概要

(1) 回答者基礎情報

1) 自治体区分・設立区分

○回答者の自治体区分は、「町村」が44%、「市」（一般市）が42%を占めている。
○設立区分は「公立」が多数を占めている。



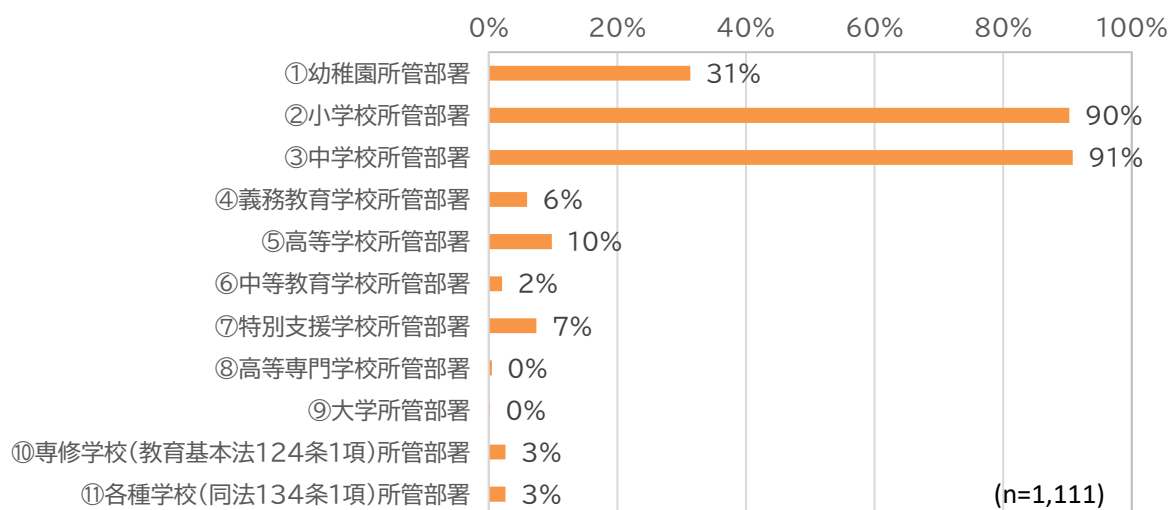
※左円グラフ・右円グラフ：全回答数 1,116 を対象に集計

図Ⅱ-1-1 回答者の自治体区分

図Ⅱ-1-2 回答者の学校設立区分

2) 所管区分

○回答者の学校所管区分は、「小学校」と「中学校」が9割を占めている。

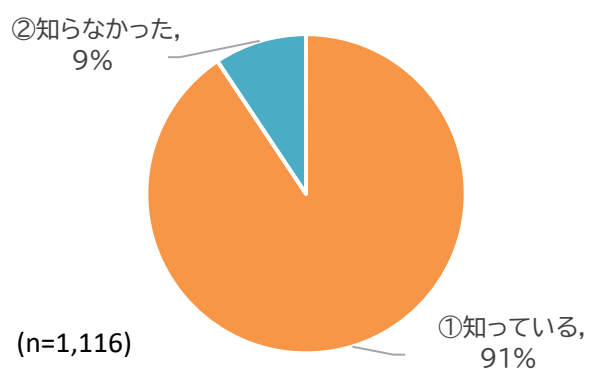


※全回答数 1,116 のうち、無回答 5 を除く 1,111 を対象に集計

図Ⅱ-1-3 回答者の学校所管区分【複数回答】

(2) 都道府県及び市町村の学校を所管する部署における障害者虐待防止法第 29 条の認知度

○都道府県及び市町村の学校を所管する部署における障害者虐待防止法の第 29 条の「就学する障害者」に対する虐待の防止等の措置の義務付けについて、「知っている」と回答した割合は 91%、「知らなかった」と回答した割合は 9%であった。



※全回答数 1,116 を対象に集計

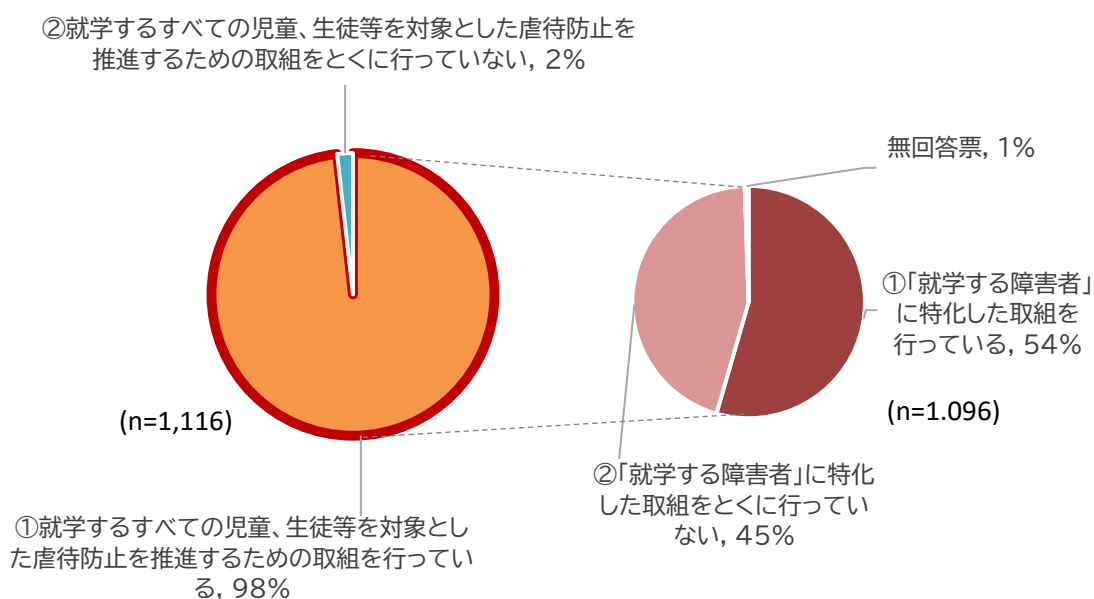
図Ⅱ-1-4 都道府県及び市町村の学校を所管する部署における
障害者虐待防止法第 29 条の認知度

(3) 学校の長が、すべての幼児、児童、生徒、学生に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組

1) 都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている、就学するすべての幼児、児童、生徒、学生（以下「児童、生徒等」という。障害者を含む）を対象とした虐待防止を推進するための取組の実施状況

※障害者虐待防止法第 29 条で規定されている、学校の長が実施する「間接的防止措置」（研修の実施及び普及啓発や相談に係る体制の整備、虐待に対処するための措置、その他の必要な措置）の推進を目的とした都道府県及び市町村の学校を所管する部署による取組を、1 つ以上実施している回答者（部署数）を「行っている」とカウント。

- 都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して、就学する児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組（いじめや人権に対する取組も含む）を行っていると回答した割合は 98%であった。
- また、行われている虐待防止を推進するための取組のうち、「就学する障害者」に特化した取組を行っていると回答した割合は 54%であった。



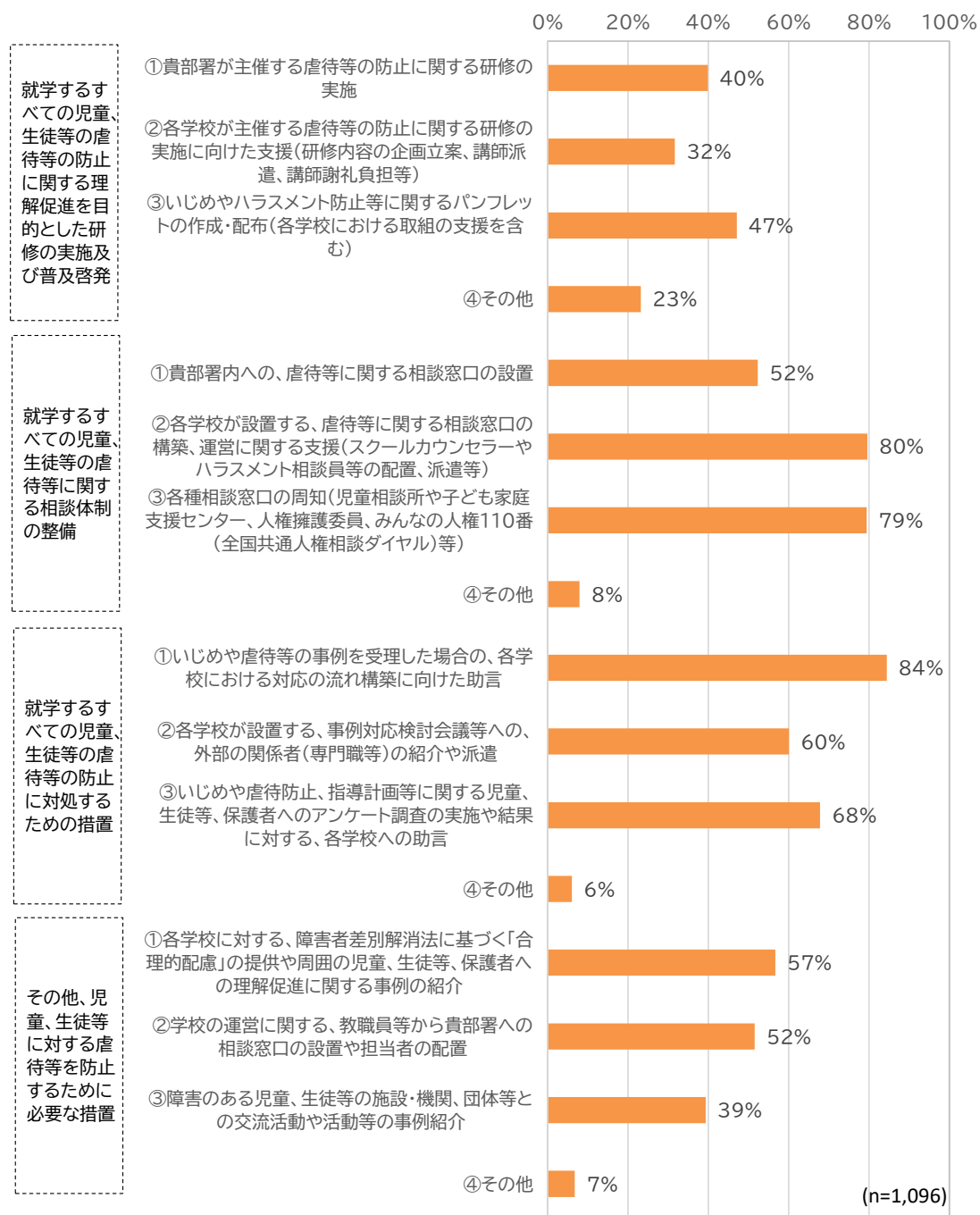
※左円グラフ：全回答数 1,116 を対象に集計

※右円グラフ：左円グラフの①「行っている」と回答した 1,096 を対象に集計

図Ⅱ-1-5 都道府県及び市町村の学校を所管する部署による、学校の長に対する、就学する児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組の実施状況
(「就学するすべての児童、生徒等を対象とした取組」と「『就学する障害者』に特化した取組」の実施状況)

2) 1) で「①就学するすべての児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の取組内容

- 都道府県及び市町村の学校を所管する部署として行っている主な取組（選択肢）としては、以下の割合が高い。
 - ・「いじめや虐待等の事例を受理した場合の、各学校における対応の流れ構築に向けた助言」
 - ・「各学校が設置する、虐待等に関する相談窓口の構築、運営に関する支援（スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の配置、派遣等）」
 - ・「各種相談窓口の周知（児童相談所や子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）等）」
- 自由回答も含めると、多くの所管部署において、以下の取組や体制が構築されていることを確認できた。
 - ・教職員を対象とした、いじめや虐待防止等に関する研修の実施
 - ・いじめや虐待等に関する相談、いじめ等の事例を受理した場合の対応等に関する流れの構築、アドバイザーや担当者の配置
 - ・児童・生徒、保護者に対するアンケート調査の実施（いじめや虐待等の早期発見）
 - ・「合理的配慮」の提供や周囲の児童、生徒等、保護者への理解促進に関する事例の紹介、相談員の配置（障害者への対応を含む）



※図Ⅱ-1-5 左円グラフの①「行っている」と回答した 1,096 を対象に集計

図Ⅱ-1-6 1) で「①就学するすべての児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の取組内容【複数回答】

具体例

- ・ 障害福祉課が主催する研修を教育職員も対象としている。
- ・ 各学校から講師依頼がある場合の予算措置等も行っている。
- ・ 管理職を対象とした定例会議の中で、虐待防止について研修を行っている。
- ・ 訪問型家庭教育支援チームによる不登校児童生徒の状況確認および登校支援。
- ・ 障害福祉課と連携、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業など療育先との連携。
- ・ 校内研修資料等の提供、校内研修での指導助言を行っている。
- ・ 管理職を対象とした定例会議の中で、虐待防止について研修を行っている（外部機関との連携の方法やアセスメントシートの使い方、国や県の虐待防止に係る施策の紹介等）。
- ・ 電話相談窓口の設置（教育全般に係る相談を受け付け）。
- ・ いじめについては、報告を受理した後、教育委員会からの指導助言を行っている。また、要請がある、もしくは教育委員会が必要だと判断した際は、外部の方を派遣している。いじめに、障害者に対するものも含まれる。
- ・ 各校で毎月生活アンケートを実施している。
- ・ 総合教育センター事業として、教育相談窓口には教員からの相談も対象としており、相談事例もある。また臨床心理士によるカウンセリング事業においては教員へのコンサルテーションも行っており、活用度も多い。各校に配置されているＳＣ（県事業）についても教員へのコンサルテーションも行われている。

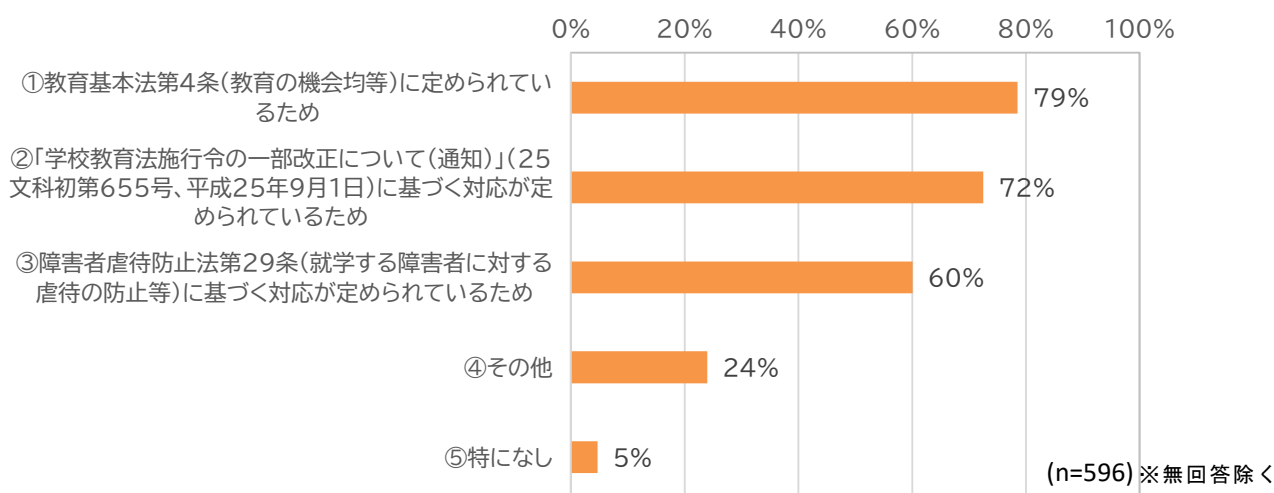
- 3) 1) で「①就学するすべての児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署のうち、「①『就学する障害者に特化した取組』を行っている」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の取組内容

具体例

- ・ 毎年4月上旬に、発達障害などに関する研修会を開催している。
- ・ 本町では、各学校に学校生活支援員を配置しており、障がいのある児童生徒へのサポートを行っている。また、年2回、学校生活支援員研修会を実施しており、その中で、外部から講師を招いたり、県のコーディネーターを招いたりして、障がいのある児童生徒への対応法についての研修を通して、支援員のスキルアップを図っている。
- ・ 保健部局と連携し、就学前から就学にあたっての個別に相談を受けている。
- ・ 県立特別支援学校職員を活用した巡回相談の実施。
- ・ 総合教育センターと連携して、新任特別支援学級担任や初任者への研修会における講義や資料提供、インクルーシブ教育システムの理念や取り組みの紹介などを行っている。
- ・ 障害のある児童生徒等の周囲の児童生徒等及びその保護者への理解促進のための情報提供のための冊子を作成している。
- ・ 理学療法士や臨床心理士等、外部専門家と連携し、それぞれの障がい特性に関する相談や研修を実施。
- ・ 総合教育センター勤務の発達支援臨床心理士が相談窓口となり、教育相談を行っている。また、要請により学校訪問やケース会議等への出席をし、助言を行っている。
- ・ 各学校の特別支援教育担当職員を集め、「合理的配慮」の提供、生徒保護者への理解周知、合意形成の必要性についての研修、関係機関の紹介と連携の取り方についても併せて研修を行った。また、教育支援委員会を組織し、就学する障がい者にどのような支援をすることが必要か、医者、特別支援学校職員、児童福祉担当者等、専門家も交え、検討する会を設けた。
- ・ 虐待だけでなく広く人権について周知し、体罰防止ガイドラインや校内研修ツール等を使い、虐待や体罰防止等について研修を行っている。

4) 1) で「①就学するすべての児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署のうち、「②『就学する障害者』に特化した取組を行っている」と回答した取組理由

○「就学する障害者」に特化した取組を行っている理由としては、「教育基本法第4条(教育の機会均等)に定められているため」の割合が79%、次いで「『学校教育法施行令の一部改正について(通知)』(25文科初第655号、平成25年9月1日)に基づく対応が定められているため」が72%であった。



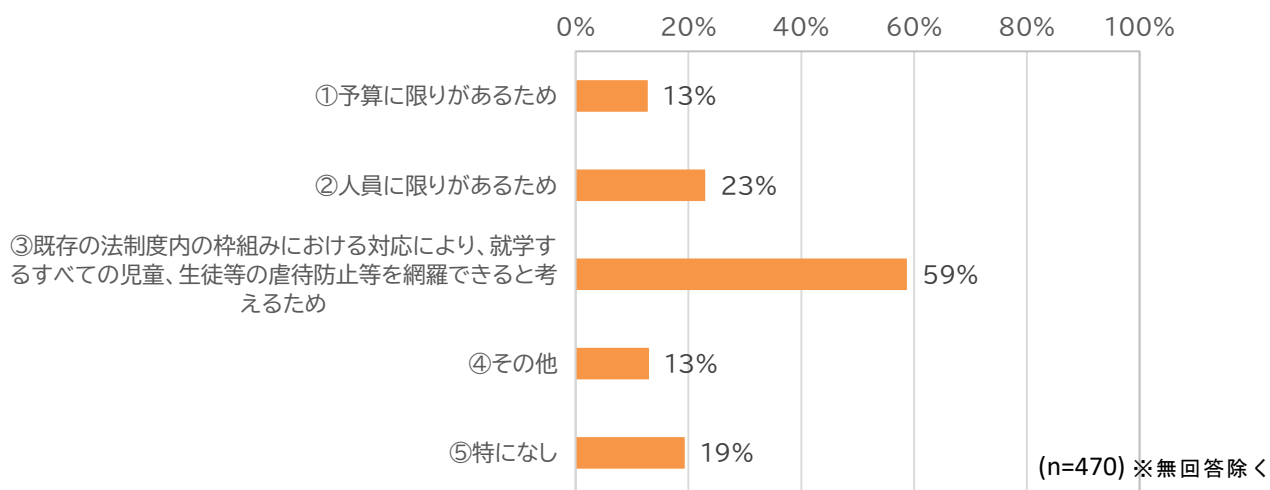
※図Ⅱ-1-5 右円グラフの「①特化した取組を行っている」と回答した597のうち、無回答1を除く596を対象に集計

図Ⅱ-1-7 「就学する障害者」に特化した取組を行っている理由【複数回答】

その他(具体的内容)
・ 障害者差別解消法により定められているため、障害者の権利に関する条約に位置づけられているため。 ・ 法令に関係なく、当たり前のこととして以前から行っている。 ・ 県の支援があるため。 ・ 発達障害をもつ子どもへの指導は増えている。また、個別の事例もさまざまな対応が求められることがあるため。 ・ 教職員の意識や姿勢が児童生徒に大きく影響するため。

5) 1) で「①就学するすべての児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署のうち、「②『就学する障害者』に特化した取組をとくに行っていない」と回答した部署におけるその理由

○「就学する障害者」に特化した取組をとくに行っていない理由としては、「既存の法制度内の枠組みにおける対応により、就学するすべての児童、生徒等の虐待防止等を網羅できると考えるため」の割合が 59%であった。



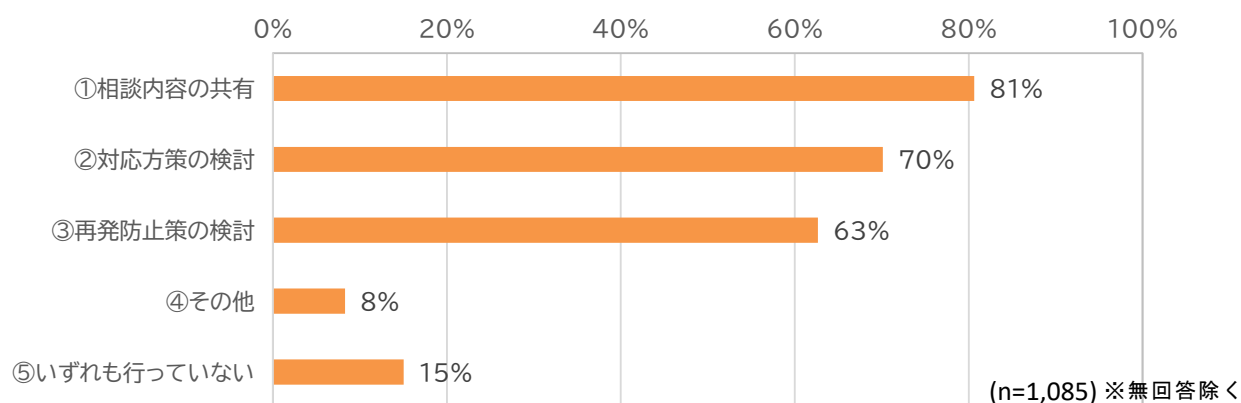
※図Ⅱ-1-5 右円グラフの②「特化した取組をとくに行っていない」と回答した 493 のうち、無回答 23 を除く 470 を対象に集計

図Ⅱ-1-8 「就学する障害者」に特化した取組をとくに行っていない理由【複数回答】

(4) 市町村障害者虐待防止センター等が、学校における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び市町村の学校を所管する部署との連携状況

※市町村の場合、「市町村障害者虐待防止センター」、都道府県の場合、「都道府県権利擁護センター」（いずれも障害者虐待防止法第 32 条、第 36 条参照）

○市町村障害者虐待防止センター等が、学校における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び市町村の学校を所管する部署との連携状況については、「相談内容の共有」が 81%、「対応方策の検討」が 70%、「再発防止策の検討」が 63%の割合であった。



※全回答数 1,116 のうち、無回答 31 を除く 1,085 を対象に集計

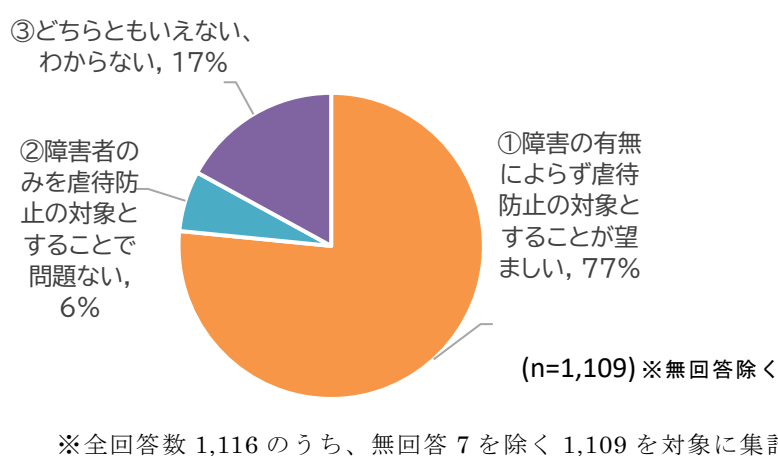
図Ⅱ-1-9 市町村障害者虐待防止センター等が、学校における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び市町村の学校を所管する部署との連携状況【複数回答】

※実際に連携した事例はなく、事例が発生し、連携が必要になった場合に①～④を行うことになっているという想定 of 回答も含む。

(5) 障害者虐待防止法第 29 条において、学校の長に対して、「就学する障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けていることについての、都道府県及び市町村の学校を所管する部署としての意見

1) 「就学する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び市町村の学校を所管する部署としての意見

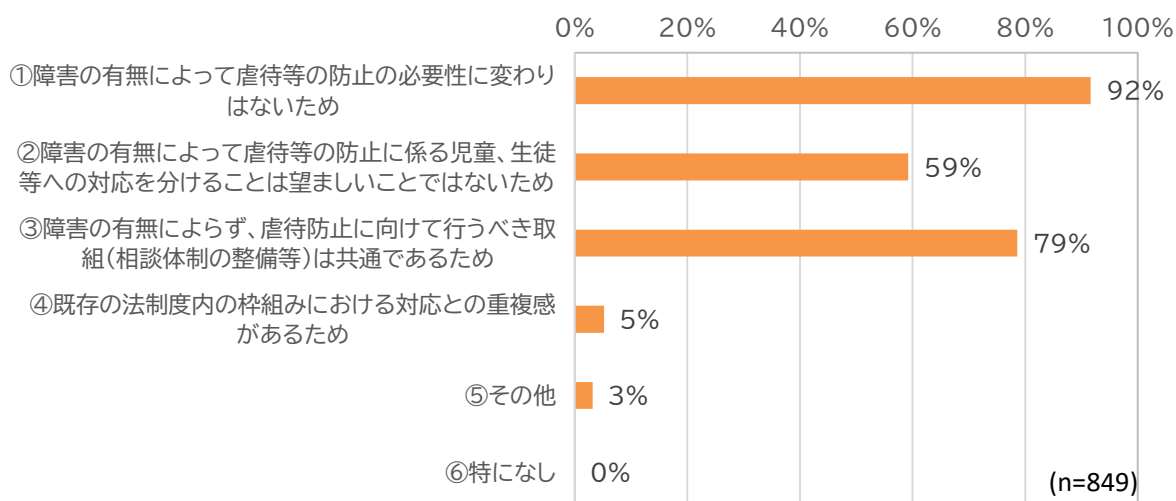
○都道府県及び市町村の学校を所管する部署として「就学する障害者」のみを虐待防止の対象とすることについての意見は、「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」の割合が 77%、「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」が 6%、「どちらともいえない、わからない」が 17%であった。



図Ⅱ-1-10 「就学する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び市町村の学校を所管する部署としての意見

2) 1) で「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の理由

○「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した、都道府県及び市町村の学校を所管する部署の理由としては、「障害の有無によって虐待等の防止の必要性に変わりはないため」の割合が 92%、次いで「障害の有無によらず、虐待防止に向けて行うべき取組（相談体制の整備等）は共通であるため」が 79%であった。



※図Ⅱ-1-10 円グラフの①「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した 849 を対象に集計

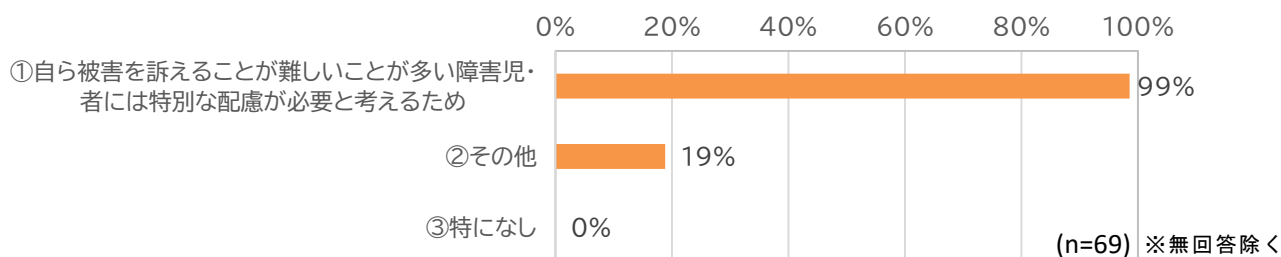
図Ⅱ-1-11 「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の理由【複数回答】

その他(具体的内容)

- ・ 障害の有無の境界が明瞭でないので、法や対応が 2 つあると分かりにくい。また、ノーマライゼーションの観点からも分ける必要はない。
- ・ 自ら被害を訴えることが難しいことが多い障害児・者には特別な配慮が必要なのは理解できるが、障害児・者でない場合も同様のことが多いため。
- ・ 障害の有無によらず、全ての児童生徒が虐待防止の対象とすることが望ましいが、自ら被害を訴えることが難しいことが多い障害児・者には特別な配慮が必要という観点及び、法的義務については必ずおさえる必要がある。
- ・ 障害者虐待防止法の条文であることから、この法令上の文章としては障がいのある方に限定した表現で差し支えはないと考える。
- ・ 法で定められるところの障害だけでなく、障害を広義に捉えると選択肢①が妥当。いずれの場合も、当該生徒の障害特性、当該生徒の周囲の環境に応じ行うべき取組みは個別具体的、かつ柔軟な対応が求められる。

3) 1) で「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の理由

○「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した理由としては、「自ら被害を訴えることが難しいことが多い障害児・者には特別な配慮が必要と考えるため」の割合が 99%であった。



※図Ⅱ-1-10 円グラフの②「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した 71 のうち、無回答 2 を除く 69 を対象に集計

図Ⅱ-1-12 「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の理由【複数回答】

その他(具体的内容)	
・ 障害者に特化して定めることで、意識が高められるため。 ・ 児童虐待防止法第 3 条を前提とすれば、障害者虐待防止法第 29 条で就学する障害者のみを対象とすることに問題はないと考える。 ・ 障害の有無によって虐待等の防止の必要性はないが、①のようなことを配慮する必要がある。 ・ 児童福祉法、児童虐待防止法など、各法の対象やその趣旨を明確にするためにも、本法は、障害者のみを対象とすることで問題ないと考える。 ・ この法律は、障害者を対象としたものであるため、就学中の児童・生徒であっても障害者に限定した内容となることは必然である。「障がいの有無によらず虐待防止の対象とする」という考え方は他の法律（児童虐待防止法）等で整理するものとする。	

3. すべての幼児、児童、生徒、学生（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組概要を把握するためのヒアリング調査

3-1. 調査概要

（1）調査目的

前述の「すべての幼児、児童、生徒、学生（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組概要の把握を把握するためのアンケート調査」結果をもとに整理した「ヒアリング調査先選定の視点（下表）」に該当すると推測される回答を得られた都道府県及び市町村の学校所管部署に対し、当該取組例の具体的内容や工夫等を聞きとる目的で、ヒアリング調査を実施した。

（2）調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

1) 調査対象

「ヒアリング調査先選定の視点（下表、本報告書 p.9 再掲）」に沿っていると考えられる取組等を回答いただいた都道府県及び市町村の所管部署に対し、調査への協力依頼を行った。

協力依頼を行った結果、「静岡県教育委員会」へヒアリング調査を行った。また、「東京都教育委員会」については、「資料提供協力」を依頼し、承諾を得た。

※自治体ホームページを通じてヒアリング調査協力を依頼した自治体に対しては、資料提供協力を依頼した。

【ヒアリング調査協力先選定の視点】（本報告書 p.9 再掲）

- 人口規模、自治体区分（都道府県、指定都市、中核市、市町村）
- 都道府県及び市町村の所管部署として、各機関を利用する者に対して行っている虐待防止や不適切な行為に該当する行為を例示し、所管内の学校、保育所等、医療機関が統一の見解、対応を図れるよう、周知している（障害者虐待に相当する行為や虐待者として職員を含める等）
- 児童、生徒や保護者、患者等に対するアンケート調査等を実施し、早期に虐待や体罰、いじめ等に関する事態を把握する仕組みがある
- 都道府県及び市町村の所管部署に、所管内の学校、保育所等、医療機関を利用する者や職員等からの相談を受ける仕組みや体制を整備している
- 他部署（特に特別支援教育所管部署、障害者虐待担当部署等）と連携、協力する仕組みを設けている 等

※一方、アンケート調査結果の回答や検討委員会での意見から、すでに多くの学校、保育所等、医療機関で取り組まれたり、仕組みとして定着したりしていることが推測される以下の取組や仕組み等は、本事業における「参考となると考えられる取組等」としない（＝ヒアリング調査協力先とはしない）ことを確認した。

- ・学校、保育所等、医療機関を利用するすべての児童・生徒、患者等の人権が守られる取組や仕組み＝各機関を利用する障害者に対する虐待防止の前提」と考えられる取組等として、多くの学校、保育所等、医療機関ですでに取り組まれていること、仕組みとして定着していること
- ・児童虐待か（教）職員からの体罰等かを読み取れない取組
ー所管部署に、所管内の学校、保育所等、医療機関から、いじめや（児童）虐待、人権等に関する相談を受ける仕組みや体制が整備されている、担当者が配置されている
ーいじめや（児童）虐待等の事例を把握した場合の、対応の流れ構築に向けた支援や、対応における助言・支援等

2）調査実施時期

令和3年3月

3）調査実施方法

事前に、アンケート調査の回答内容を深掘りするために調査依頼項目を送付した。ヒアリング調査当日は、その調査項目に基づいて、オンラインまたは電話での聞き取りを行った。

3－2．調査結果概要

ヒアリング調査結果を以下に示す。

（１）相談事例の早期把握、対応の取組他：静岡県教育委員会

1）24 時間相談ダイヤルの設置、生徒や保護者向けアンケート調査を通じた、相談事例の早期把握、対応

- ・課の窓口をはじめ、他部署が設置している 24 時間子供 SOS ダイヤル、こども家庭 110 番などと連携し、様々な窓口で児童・生徒からの相談を受け付けている。
- ・また、県教育委員会として、年 1 回、各公立小中高等学校に通う生徒や保護者向けアンケート調査を実施。
- ・こうした多様な相談ルートを通じて、いじめや虐待、不適切な指導等が疑われる相談を把握した場合、教育委員会として学校を通じて、教職員、児童生徒等から話を聞きとり、事実を整理していく。
- ・こうした相談ルートからも、教職員からの児童・生徒への暴言、いじめの放置等の事例を把握している。
- ・効果：アンケートのなかから得られた回答、それに基づいて指導した事例を教職員向けの研修の場で紹介していくなかで、現場に反映している。その結果、指導等に反映されていくと考えている。

2）人権感覚チェックシートを通じた、子どもへの接し方の振り返りの促進

- ・県教育委員会において、各公立小中高等学校、特別支援学校の教職員を対象に各学校で学期末に自分の子供への接し方を振り返る機会を設ける一助とするとともに、人権に関する啓発を目的としたチェックシートを作成している。
- ・資料は、教育政策課が行う「人権研修」で扱っており、各教育事務所や市町教育委員会の指導主事が各学校訪問をする際に、資料の活用の仕方などを紹介・指導助言を行っている。

【人権感覚チェックシート】

見直しましょう、あなたの人権感覚				
日頃の人権教育への取組を点検・評価するためのチェックリスト【教職員用】です。子供たちの人権意識を育てていく上で、私たち教職員の日頃の言動には大きな影響力があります。各学校の実態に合わせて活用し、私たち自身の人権感覚を磨いていきましょう。				
四段階評価 ○△× で評価してみましょう				
		項 目	/	/
1	対人生活	どの子供にも積極的に挨拶をしていますか。		
2		子供一人一人の顔を見て、敬称をつけて名前を呼んでいますか。		
3		不機嫌を訴える子供の言葉を受け止めていますか。		
4		子供の言葉遣いに注意を払っていますか。		
5		丁寧な言葉遣いをし、子供の模範となっていますか。		
6		一人でぼつんとしている子供に声掛けしていますか。		
7	授業等	子供の努力を認める言葉掛けをしていますか。		
8		プライバシーにかかわることや失敗等を全体で話していませんか。		
9		多様な意見や考え方を取り上げていますか。		
10		子供たちの発表する姿勢、聞く姿勢は整っていますか。		
11		どの子供にも発言する機会を与えていますか。		
12		間違いや失敗を嘲笑する子供を見逃していませんか。		
13	対人生活	教師自身の発言と行動に矛盾はありませんか。		
14		子供との約束は守っていますか。		
15		教師自身が間違った時は、誤りを認め適切な行動を取っていますか。		
16		チャームでの授業開始・終了など、教師自身が時間を守っていますか。		
17		どのクラスの子供にも同様の指導をしていますか。		
18		授業等	授業の中で子供が協力し合う場面を設定していますか。	
19	授業の中で多様な意見が出されるように工夫をしていますか。			
20	友達の見方や努力を、お互い評価し合う場面を設定していますか。			
21	できる子、できない子等先入観を持って子供と接していませんか。			
22	子供同士、兄弟姉妹などと比較してしまっていないですか。			
23	環境		欠席や空席の確認を行っていますか。	
24		清掃等の活動子供と一緒にしていますか。		
25		どのような理由があっても、体罰はしていませんか。		
26		視力や聴力、身長、男女等に配慮した座席配置になっていますか。		
27		教室や廊下の整理整頓、掲示物等の適切な管理につとめていますか。		
28		子供たちの交友関係を把握していますか。		
29	その他	教職員間、何でも話し合える協力体制がありますか。		
30		職場環境にふさわしい話題や対人関係となっていますか。		
31		個人情報について、適切に取り扱っていますか。		
32		保護者や地域の方々との連絡・協力体制がありますか。		

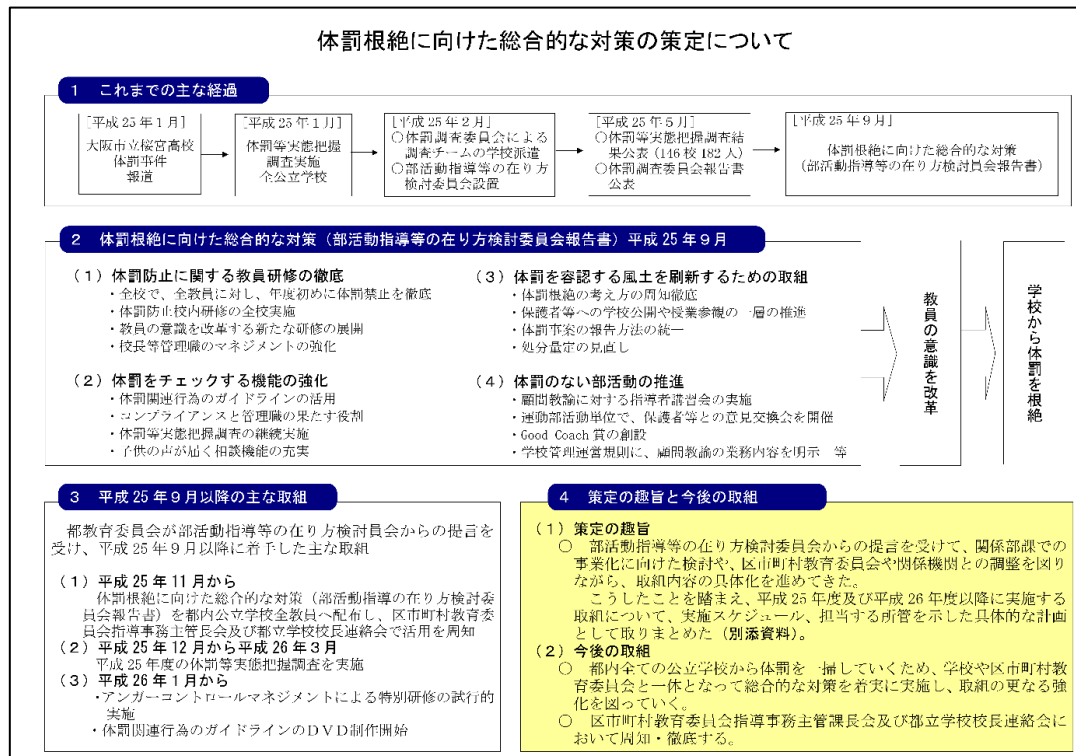
気付いたこと、感じたことをメモしておきましょう。

出典：静岡県教育委員会『「見直しましょう、あなたの人権感覚」
<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-020/jinken/documents/r2check.pdf>
 より抜粋

(2)「体罰関連行為ガイドライン」における、暴言や行き過ぎた指導への注意喚起：東京都教育委員会

※東京都教育委員会に対しては、資料提供協力を依頼。

1)「体罰根絶に向けた総合的な対策（部活動指導等の在り方検討委員会報告書）（平成25年9月）の策定（概要）



出典：東京都教育委員会「体罰根絶に向けた総合的な対策の策定について」
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/physical_training_and_club_activity/release20140123_02.html
より抜粋

2) 「体罰関連行為のガイドライン」(抜粋)

体罰の定義				【資料1】
教員が、児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを懲戒という。懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。 懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を体罰という。 体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力(目に見える物理的な力)の行使によるものと、長時間正座や起立をさせるなどの有形力を行使しないものがある。いずれも法によって禁じられている。 この体罰は、その態様により、傷害行為、危険な暴力行為、暴力行為に分類される。 また、暴言や行き過ぎた指導は、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである。				
体罰関連行為のガイドライン				
行為の分類		ガイドライン		
名称	特徴	内容	具体例	想定される事例
体罰	傷害行為 (肉体的苦痛)	懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為	有形力の行使により、物理的な力の侵襲や肉体的苦痛の有無にかかわらず、出血、骨折、歯牙折折、鼓膜損傷等の傷害を負わせた場合	●授業中からざけていた生徒を激怒させたが従わず、さらに増悪したため、生徒を押し倒し肩を押さえた。 ●メールで友人の中間成績の低かったため、事の重大性を分からせるため、机を平手打ちし鼓膜損傷させた。
	危険な暴力行為 (肉体的苦痛)	【直接的】強くだたく、殴る、蹴る、ぶつける等 【間接的】長時間にわたる正座・起立等	一歩間違えば重大な傷害を負わせる可能性のある、暴力・強迫・強要に対する、あるいは押や固定物等を使用して有形力を行使した場合や、素手等の格闘技の技を用いた場合、又は椅子を投げ当てるなどした場合	●夢酔いで暴力を、他の児童の迷惑になる行動をしている児童に力をつけて、椅子を投げつけた。 ●美濃有線君の教員が、廊下で反発的な態度の生徒を殴り倒し床にたたきつけた。
	暴力行為 (肉体的苦痛)		頭、喉をたたく、突き飛ばす、足・首・腕・股関節を蹴る、髪を引っ張り引きぬぐ、長時間廊下に立たせる、長時間ランニングさせるなどした場合	●試合中にミスをしてチームが負けてしまったことの戒めとして、生徒の頬を複数回たたいた。 ●体育授業中、何故注意しても真面目にやろうとしない生徒がつかばをいいたため、後ろから足を蹴った。
不適切な行為	不適切な指導	児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度、軽微な有形力の行使	手をたたく(しゅっぺ)、肩でぶつかる(デコピン)、尻をぶつかる、小突く、拳で押す、両手をつかんで説教する、機嫌を運んで連れ出すなどの行為を行った場合	●宿題を忘れた児童に対し、罰として肩をつまみ、たたかれたら肩をつまむと脅した。 ●チャイムが鳴っても教室に居るまま遊んでいた生徒の機嫌をつかみ、教室まで連れ去った。
	暴言等	教員が、児童・生徒に、恫喝、低聲、人権侵害等の精神苦痛を与える不適切な言動	罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・服装等)を否定する、罵詈雑言、集中的に叱咤する、犯人扱いするなどの言動を行った場合	●授業中、発言を間違えた児童に、「人のほうがおこつさん」と罵詈雑言した。 ●罰金を徴収している最中、罵らない生徒に対し、機嫌を悪くして威嚇した。
	行き過ぎた指導	運動部活動やスポーツ指導において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導	目的は熱心ではないが、その指導が育・発達等が児童・生徒の育・発達や心身の健康に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導等	●毎日、休みなく練習を続けさせ、生徒は心身ともに疲労し、勉強する時間もなくなった。 ●危険練習時間が少ないことから、急いで練習したことの無い練習時間の練習メニューを課した。
指導の範囲内		肉体的負担や負担を伴わない	注意喚起や指導を繰り返すためにやむを得ず行われた、児童・生徒の身体に、肉体的負担を伴わない程度の、極軽微な有形力の行使	●友達に悪戯をいじりかたててしまった児童を下駄させ、机をたたきながら説教した。 ●授業中に騒いで立ちふくむ生徒の腕をつかみ、教室の外に連れ出した。
適切な指導		懲戒行為、教育指導としての有形力の行使	学習指導や生活指導等における法外な認められた対応の懲戒行為、スポーツ指導において、動きのタイミングを遅く、注意喚起する、激怒する、罵詈雑言させるための有形力の行使	●授業中に物を投げた児童を注意し、怒りの瞬間を教員後方にさせた。 ●入場練習の練習中、上着の中に入れない生徒の背中をたたきタイミングよく飛び込ませた。
正当防衛 正当行為		防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 他に被害を及ぼす暴力行為に対して、制圧・危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使	殴りかかってきた生徒をかわすために押す、隠蔽している生徒の顔にまっすぐに拳を打ち込む、拳を振り回す生徒をさすまで押さえ込むなどの行為を行った場合	●化学の実験中に、多動傾向の生徒が遠慮のビンを持ち、顔にたたきつけたため、顔をガードして押さえた。 ●身だしなみを注意したところ、反抗してつかみかかっていたので、その腕を握りあげた。
緊急避難		肉体的苦痛を伴う有形力の行使	自己又は児童・生徒の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為	●機嫌不良となり4人組から飛び降りようとした生徒を、教室前に引き留めた。 ●放課のすすりに後方から押しかけていた生徒を注意し、机をつかんだところ、生徒が振り払おうとして転倒した。

出典：東京都教育委員会「体罰根絶に向けた総合的な対策の策定について」
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/physical_training_and_club_activity/release20140123_02.html
 より抜粋

4. 検討委員会委員からのヒアリング調査

(検討委員会におけるフリーディスカッション)

4-1. 調査概要

(1) 調査目的

検討委員会の委員が所属する各団体の会員（学校、保育所等、医療機関の現場）や団体として行っている、就学するすべての児童、生徒等（障害者を含む）に対する、虐待や不適切な行為等を防止する取組や体制、その工夫等を把握する目的でヒアリング調査を実施した。特に以下の2テーマについて、取組概要や考え方等について意見を求めた（詳細は次頁）。

○各団体に所属する学校の現場における虐待防止の取組について

○学校の現場において「間接的防止措置」の義務を果たすために、必要と考えられること

(2) 調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

1) 調査対象

検討委員会委員

2) 調査実施時期

令和3年2月（第2回、第3回検討委員会）

3) 調査実施方法

第2回、第3回検討委員会時、次頁の2テーマについて、取組概要や考え方等について、資料をもとに各委員から説明、聞き取りを行った。

【テーマ】

(1) 貴団体に所属する学校現場における虐待防止の取組について

障害者虐待防止法では、第 29 条で就学する障害者に対する虐待の防止等として、学校の長に対して上記のように規定しています。貴団体に所属する学校現場では、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対し、就学する障害者を含む児童・生徒に対する虐待防止の取組として、以下の 4 点についてどのような取組を行っていますか。具体例をお聞かせいただけますと幸いです。

※各取組の記載内容に関するご参考資料：「平成 29 年度 「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」調査研究事業 報告書（平成 30（2018）年 3 月、一般財団法人 日本総合研究所、p. 130～p. 150）」

- ア. 児童・生徒の人権（体罰及び不適切な指導、いじめや虐待防止等。以下同じ。）に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発について
- イ. 児童・生徒の人権に関する相談体制の整備について
- ウ. 児童・生徒の人権に対処するための措置について
- エ. その他の当該学校の児童・生徒に対する虐待を防止するため必要な措置について

(2) 学校において「間接的防止措置」の義務を果たすために、どのようなことが必要と考えますか。

- ①学校として
- ②所管部署として

4-2. 調査結果概要

ヒアリング調査結果を以下に示す。

※資料提供、掲載について承諾のあった委員の資料を掲載

(1) 市川委員

令和2年度障害者総合福祉推進事業
「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」
フリーディスカッション資料

都立あきる野学園
校長 市川 裕二

(1) 貴団体に所属する学校現場における虐待防止の取組について

ア. 児童・生徒の人権（体罰及び不適切な指導、いじめや虐待防止等。以下同じ。）
に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発について

○学校長の定める学校経営計画の目標に以下の項目を定めている。

人権を尊重した教育の充実

- ① 自己肯定感、互いの尊重、感動できる豊かな心の育成
- ② 児童・生徒の人権に配慮した指導方法の徹底
- ③ 体罰及びいじめの早期発見の推進と根絶と防止の徹底

○教職員に対して、人権教育に関する研修の実施

- ①指導という名のもとに体罰や不適切な行為の禁止の徹底について強く指導している。

※テキストは、東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム（学校教育編）」同テキストには、参考資料として、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抜粋）」が掲載

○教職員に対する服務事故防止に関する研修の実施

服務事故には、体罰の禁止も入る。

イ. 児童・生徒の人権に関する相談体制の整備について

○ふれあい月間

①いじめ調査

児童・生徒聞き取りアンケート3回実施

②不登校調査 年1回（11月）

※「不登校傾向」本調査における「不登校傾向」とは、調査の目的上、不登校を理由に13日以上欠席している状況を指す。

○体罰調査 12月

①教職員 研修、アンケートと校長による聞き取り

②児童・生徒 アンケート実施

ウ. 児童・生徒の人権に対処するための措置について

上記 ア イにおいて、体罰事案として考えられものは、学校において、調査し、体罰事案と認定できたものは、校長は、服務事故として東京都教育委員会に報告する。東京都教育委員会は、事案を調査・検討し、服務事故として認定されたら然るべき処分を行う。

エ. その他の当該学校の児童・生徒に対する虐待を防止するため必要な措置について

校長は、あらゆる場面と通して、人権教育の推進及び服務事故の排除の徹底を教職員に周知する。

(2) 学校において「間接的防止措置」の義務を果たすために、どのようなことが必要と考えますか。

①学校として

教職員に対する、指導の徹底。

②所管部署として

人権教育や服務事故防止に向けた取組の推進

(2) 川崎委員

「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」事業に係る
検討委員会

川崎 勝久

新宿区立花園小学校・幼稚園 校園長
(全国特別支援学級・通級指導教室
設置学校長協会 会長)

○ 児童・生徒の人権に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発について

(1) 東京都教育委員会による校長・副校長等研修

「人権教育プログラムに基づいた人権教育研究協議会」 管理職 年1回悉皆研修

①講義 「人権教育推進についての基本的な考え方」

②講演 15ある人権課題から毎年講師による講演が行われる

15の人権課題のうちの一つが「障害者」

(2) 東京都小学校校長会における人権教育研究協議

研究発表会には校長の4割が参加

(3) 年3回「ふれあい月間」の実施

「6月1日～30日」、「11月1日～30日」、「2月1日～28日」

取組内容

①児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の状況について総点検を行い、現状や日頃からの人権教育や心の教育等の取組の校か等の把握及び早期発見・早期対応、未然防止等につながる取組を行う。

②ふれあい月間の取組については、学校だより等で保護者に周知する。

③校長講話において、「ふれあい月間」の趣旨や取組内容、アンケート調査等について児童・生徒に知らせる。アンケートについて、子供の実態に合わせて実施する。

④いじめ及び教員等による指導の状況把握を行う。

(4) 体罰防止月間の実施 (7月及び8月)

各学校での実施内容

①体罰防止月間校内研修の実施 (悉皆)

ア 体罰等に関する事例研究及び自己点検

イ 学校ごとの体罰防止に向けたスローガンの決定及び学校ホームページ等への掲載による公表

②体罰根絶に向けた校長による面談 (全教員対象)

※正規教員だけではなく、非常勤教職員、会計年度任用職員、行政系職員等に対しても研修を実施。

(5) 服務事故防止月間の実施 (12月)

(6) 区における人権尊重教育推進委員会の設置

リーフレットの作成、配布

○ 児童・生徒の人権に関する相談体制の整備

(1) スクールカウンセラーとの相談

東京都では都のカウンセラーを週 1 日各校で配置。小 5 においてカウンセラーとの全員面接を実施。

各自治体によって区市町村のカウンセラーが加えて配置される。新宿区の場合は区のカウンセラーが週 2 日配置されているため、週 3 日はカウンセラーがいて、相談ができる。

(2) いじめ問題・虐待相談窓口の設置と保護者・児童への周知

年度当初の全体保護者会等で周知

○ 児童・生徒の人権に対処するための措置

(1) 学期当初の児童・生徒の心のケアの徹底と当初出席状況の報告

精神的に不安定になり、他人を傷つけたり自暴自棄に陥ったりすることのないよう特に気になる児童・生徒には相談活動等を積極的に行い、継続的かつきめ細かに指導する。

(2) 校内委員会の設置

校内における特別支援教育の推進

特別支援教育コーディネーター

(3) 特別支援教育推進員の配置

(4) 生活指導夕会等の実施

週 1 回程度、児童生徒の状況共有

(5) 子ども家庭支援センター、児童相談所等関係機関との連携

サポートチーム会議の実施

○ 保護者への啓発

・「体罰などによらない子育てハンドブック」の配布

【参考資料：特別支援学級が設置されている学校における
障害理解を深めるための授業の例】

◇参考資料 1：教職員に対して、特別的な教育的ニーズを有する児童・生徒に関する
理解促進等の取組等の実施状況、概要等

- ・通級指導教室や特別支援学級に在籍しているかに関わらず、児童・生徒の状況を全職員で共有する時間を職員会議などでどの学校でももっています。特別的な教育的ニーズを有する児童・生徒に対しての対応の仕方を全教職員で共有しています。
- ・特別支援教育推進員による記録や巡回指導の先生から受けた対応の仕方、校内委員会で話し合われたことなどは、全教員が共有し、児童・生徒に応じた対応するようにしています。

◇参考資料 2：「通常学級」の児童・生徒に対して、特別的な教育的ニーズを有する
児童・生徒に関する理解促進等の取組等の実施状況、概要等

- ・「学級活動」の時間や「特別の教科道徳」などの時間を使って、障害に関する理解促進を図っている学校が多いです。
- ・本校の場合、特別支援学級があるため、特別支援学級の教員が通常の学級の児童に対して「特別支援学級」のことを話す授業(1時間)を行うなどしています。
- ・以下は、参考：特別支援学級担任が通常学級担任向けに作成した資料

■■■■■■■■■■
■■■■ 学級 ■■■■

平成元年度 「■■■■学級ってなあに」 授業実施案

ねらい 特別支援学級や障がいへの理解を深め、自分にできる関わりを考えることができる。

期日 令和元年 5月14日(火)～ 授業日は各学級と相談し、決定
【交流給食は5月14日から開始】
※事前に授業前に打ち合わせを設定 5月13日15時30分～■■■■学級にて

時数 低学年は道徳1コマ、中高学年は総合1コマでカウントする。

担任の先生方をお願いしたいこと
授業のまとめのところで担任の先生にT1になっていただき、授業の振り返りやこれからの■■■■学級との関わり方について話し合いを行っていただきたいです。
授業日程の調節をしますので、ご協力ください。また当日はプロジェクターを使用しますので、事前に立ち上げてくださるとありがたいです。(タブレットはこちらから持参します。)

授業の流れ

	児童の活動	教師の働きかけ	留意点 ◆評価
導入	1. あいさつ 2. 昨年も学習したことを思い出させ、同じ学年(知っている)●●児童の名前を発表する。	・ 昨年の交流給食での様子や行事等で●●学級とどんな交流ができたかを考えさせるようにする。	・ ●●学級の児童の顔写真を提示する。
展開	3. 障がいに関するスライドを流して障がいや●●学級について説明し、理解を深める。 出典 『たっちゃんぼくのがきらいなの？』さとうとしなお (著), みやもとただお (イラスト) 岩崎書店	・ 日頃の●●児童とのかかわりについて、感謝の意を伝えるとともに日頃のかかわりで困っていることがないかどうかを尋ねる。 ・ 『たっちゃんぼくのがきらいなの？』を読み聞かせして、障がいについて考える。 (物語全文) たっちゃんは、ぼくが きらいなの？手をつないでもいつも 逃げちゃう。たっちゃんは なんで いつも 洗面器 まわしているの？突然、大きな声をだしたり 頭をたたいたり ふしぎな言葉をしゃべる。たっちゃんのお母さん、たっちゃんをかわいがってあげなかったの？ お母さんからも逃げちゃう。たっちゃんのお母さんは、きみのお母さんに負けないくらい、優しいお母さん。きみはどうして、お母さんをお母さんと思うのだろう。それは、お母さんの優しい心を、感じ取るアンテナがくるくる回っているから。たっちゃんのアンテナは、ギクシャクまわる。だから心の電波がくつきり届かない。小さい頃、お母さんがかわいがってあげなかったからアンテナが壊れた、という人がいる。でも、それはちがう。アンテナは脳の深いところにある。それが、何かの拍子でギクシャクしてしまったんだ。だから、周りの人の気持ちが伝わらない。自分の気持ちを、周りの人に伝えられない。困った時、泣きたくなったとき、たっちゃんは誰にも甘えられない。だから、たっちゃんの心は、いつも不安でいっぱい。ちゃっちゃんは、ちよっと変わっているけど、きみとあそぼうとしないけど決して、きみを嫌っているわけじゃない。	
まとめ	4. これからの●●学級との関わり方について考え、発表する。	・ 1組の担任に交代し●●との交流について話し合ったりする時間をもつ。	◆自分や相手の「よさ」や「違い」を認めながら、●●学級との関わり方について考えることができる。

【障害者虐待防止法第 29 条で規定されている、学校の長が就学する障害者に対する虐待の防止措置として参考になると考えられる取組例】

障害者虐待防止法第29条で規定されている、
学校の長が就学する障害者に対する虐待の防止措置として参考になると考えられる取組例
(都道府県及び市町村の所管部署へのアンケート調査及びヒアリング調査結果等から整理)

	学校
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	・障害福祉課が主催する研修対象に、教育職員も含む ・各学校から講師依頼がある場合の予算措置等の実施 ・管理職を対象とした定例会議の中で、虐待防止に関する研修の実施
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	・24時間相談ダイヤルの設置、生徒や保護者向けアンケート調査を通じた、相談事例の早期把握、対応 ・訪問型家庭教育支援チームによる不登校児童生徒の状況確認および登校支援 ・障害福祉課と連携、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業など療育先との連携
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	・チェックシートを通じた、子どもへの接し方の振り返りの促進
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	・「体罰関連行為ガイドラインの作成、周知」

5. 都道府県及び市町村の学校を所管する部署における、障害者虐待防止法第29条で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組の考察

5-1. 学校の長が就学する障害者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組概要

- ・アンケート調査の回答者の多くは、「小学校」「中学校」を所管する「市町村教育委員会」（9割超）だった（自治体区分では「市」、「町村」いずれも44%超）。
- ・都道府県及び市町村の学校を所管する部署の91%が、障害者虐待防止法第29条の「就学する障害者」に対する虐待の防止等の措置の義務付けについて、「知っている」と回答しており、当該部署に対して「間接的防止措置」に関する法の周知は図られている。一方、「知らなかった」と回答した割合も9%あり、さらなる周知が必要である。
- ・また、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている「就学するすべての児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組」として、多くの教育委員会において、以下の取組や体制が構築されていた（アンケート調査、ヒアリング調査結果からの整理）。
 - －教職員を対象とした、いじめや虐待防止等に関する研修の実施
 - －いじめや虐待等に関する相談、いじめ等の事例を受理した場合の対応等に関する流れの構築、アドバイザーや担当者の配置
 - －「各学校が設置する、虐待等に関する相談窓口の構築、運営に関する支援（スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の配置、派遣等）」
 - －「各種相談窓口の周知（児童相談所や子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）等）」
 - －児童・生徒、保護者に対するアンケート調査の実施（いじめや虐待等の早期発見）
 - －「合理的配慮」の提供や周囲の児童、生徒等、保護者への理解促進に関する事例の紹介、相談員の配置（障害者への対応を含む）
- ・これらの結果からは、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている、就学する児童・生徒等に対する虐待防止を推進することを目的とした既存の取組が、就学する障害者への虐待防止の取組や体制整備としても包含されている（＝障害者虐待防止法第29条で規定する「間接的防止措置」にも重なっている）といえることができる。
- ・「障害者虐待防止法第29条において、学校の長に対して、「就学する障害者」のみを虐待防止の対象とする意見」からも「障害の有無によって虐待防止の必要性に変わりはない」と考えている一方で、「自ら被害を訴えることが難しい障害児・者に対する特別な配慮が必要」という記載がみられることから、この考え方にもとづいて学校運営に対する指導や研修、環境整備がなされていることがうかがえる（本報告書 p. 37、38）。
- ・あわせて「「就学する障害者に特化した取組」を行っている／行っていない」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の取組理由いずれをみても、既存の法制度内の枠組みにおける仕組みや対応で、就学する障害者を含めた児童・生徒等に対する虐待防止を推進できると考えている回答割合がいずれも6割以上を占めていること

からも、上記の考え方が取組の背景にあると読み取ることができる（本報告書 p. 33、34）。

- ・以上のことから、今後、都道府県及び市町村の学校を所管する部署においては、上記の既存の取組が、障害者虐待防止法第 29 条で規定する「間接的防止措置」にも該当すること及び既存の取組の効果がさらに発揮されるよう、学校の長に対する理解促進の取組（周知等）がなされることが求められる。

5－2. 障害者虐待防止法第 29 条で規定する「間接的防止措置」のさらなる推進に向けて

（１）他部署・機関との連携

- ・アンケート調査全般にわたる具体例の記載からは、他部署・機関と連携をした取組も多くなされていることを確認できた（例「障害福祉課」、「医療機関」等）（本報告書 p. 31、32）。
- ・こうした関係部署・機関との連携は、障害者虐待防止法第 29 条で規定する「間接的防止措置」をさらに充実、強化することになると考えられることから、今後も継続した取組が期待される（例：研修機会等を通じた教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解の促進、就学する障害者に対する虐待に関する相談体制の整備を通じた早期発見等）。
- ・また、都道府県及び市町村の学校を所管する部署のうち 6 割以上が市町村障害者虐待防止センター等と、何かしらの連携をしていることがうかがえた（実際に連携した事例はなく、事例が発生し、連携が必要になった場合に何かしらの連携を行うことになっているという想定这个回答も含む。本報告書 p. 35）
- ・「国手引き」では、市町村障害者虐待防止センター等との連携や、市町村障害者虐待防止センター等が受け付けた相談事例の相談受理後の対応や引継方法の確認が求められている（「国手引き」p. 28。本報告書 p. 23 再掲）。就学する障害者への虐待防止のさらなる推進に向けて、障害者虐待対応所管部署と都道府県及び市町村の学校を所管する部署における一層の連携強化が期待される。

【参考】学校における障害者への虐待について（再掲）

学校における障害者への虐待については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び学校教育法の規定に基づき、教育委員会、校長、指導教諭等が管理、監督をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、市町村、都道府県の教育委員会、教育センターが考えられます。（「国手引き」p. 28）

（２）体罰関連行為や不適切な指導の行為の内容についての検討、注意喚起

- ・文部科学省においては、教育職員の体罰およびわいせつ行為等に関する懲戒処分等の状況について公表しており、障害者虐待における施設従事者虐待の類型でいうところの身体的虐待及び性的虐待について防止策が強化されている。一方で、障害者虐待の行為類型にある心理的虐待及び放棄・放置（ネグレクト）については、体罰として明

確に位置づけられていないことが、今回の調査を通じて明らかとなった。

- ・都道府県及び市町村の学校を所管する部署へのヒアリング調査からは、「教職員からの児童・生徒等に対する暴言」に関する注意喚起を促している自治体があることも確認できたことから、これらの取組を参考に、体罰関連行為や不適切な指導の行為の内容（暴言や放棄・放置）についての検討、注意喚起が促進されることが重要と考える。

（３）都道府県及び市町村の学校を所管する部署で行われている取組に関する情報提供

- ・今回、都道府県及び市町村の学校を所管する部署で行われている多くの取組概要を確認することができた。
- ・そのため、文部科学省及び厚生労働省障害者虐待担当部署から、多くの都道府県及び市町村の学校を所管する部署で広く、継続的に取組が展開されるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署において行われている取組や体制に関する情報提供がなされることを期待したい。

Ⅱ－２．都道府県及び市町村認可保育所所管部署による、認可保育所の長に対して行っている取組概要を把握するための調査結果

1. 保育所等における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度等の整理

保育所等における障害者虐待相当事案に関する現行制度について、障害者虐待防止の実効性の確保という点に照らした場合、どのような規定、仕組みとなっているかを確認するため、以下の整理、検討を行った。

○障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理

○障害者虐待防止法その他既存の法制度における、保育所等に通う障害者に対する虐待防止を目的とした規定、仕組みの整理

1-1. 障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理（再掲）

保育所等における障害者虐待防止の実効性の確保という点に照らした整理を行うため、障害者虐待防止法上の通報義務が課せられている施設従事者虐待における規定、仕組みを参考とし、概観する。

（1）施設従事者虐待に該当する「施設、事業」の範囲（障害者虐待防止法第2条4項）

障害者虐待防止法では、以下の施設、事業に従事する者が、当該施設、事業を利用する障害者等について行う、後述の（2）に該当する行為を「施設従事者虐待」と位置付けている。

- ・「障害者福祉施設」：障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園
- ・「障害福祉サービス事業等」：障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

（2）虐待に該当する行為（障害者虐待防止法第2条7項）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待に該当する虐待行為として以下の5つの行為を規定している。

- ・身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ・性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ・心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・放棄、放置：障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること（例：減食放置、当該障害者福祉施設の他の入所者等による上記3つと同様の行為の放置）（要約）
- ・経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

（３）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置（障害者虐待防止法第 15 条）

障害者虐待防止法では、障害福祉施設の設置者または障害福祉サービス事業等を行う者に対して、これらの施設等の従事者に対する研修の実施や利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等、障害者福祉施設等による障害者虐待の防止のための措置を講ずることを規定している。

- ・ 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（４）通報の義務、届出、都道府県への報告等（障害者虐待防止法第 16 条、第 17 条）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待を受けたと思われる障害者の発見者による市町村への速やかな通報、施設従事者虐待を受けた障害者による、市町村への届出を規定している。

また、上記の通報や届出を受けた市町村は、事実確認を行った結果、施設従事者虐待が確認できた場合や都道府県と共同して事実確認を行う必要が生じた場合には、規則に定める事項を都道府県に報告することとしている。

- ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない（1 項）。
- ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる（2 項）。
- ・ 市町村は、通報や届出を受けた場合、当該通報や届出に関する事項を、当該福祉施設、サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。（17 条）（要約）

（５）通報等を受けた場合の措置（市町村及び都道府県による権限行使）（障害者虐待防止法第 19 条）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待に係る通報、届出、報告を受けた市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設等の業務等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法、障害者総合支援法その他関係法律の規定による権限（報告徴収等）を適切に行使するものとしている。

- ・市町村が第 16 条第 1 項の規定による通報若しくは同条第 2 項の規定による届出を受け、又は都道府県が第 17 条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（６）公表（障害者虐待防止法第 20 条）

障害者虐待防止法では、都道府県知事は、毎年度、施設従事者虐待の状況、施設従事者虐待があった場合に採った措置等を公表するものとしている。

- ・都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

1－2. 障害者虐待防止法やその他既存の法制度における、保育所等に通う障害者に対する虐待防止を目的とした規定、仕組みの整理

(1) 障害者虐待防止法における「保育所等」に関する規定

1) 障害者に対する虐待の禁止（障害者虐待防止法第3条）（再掲）

障害者虐待防止法では、障害者に対して何人も虐待行為をすることを禁じることを規定している。

・何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

障害者福祉研究会編集「逐条解説障害者虐待防止法」によると、「本条でいう『虐待』とは障害者虐待防止法第2条で定義されている虐待類型に限らず、幅広く障害者の福祉を害する行為や不作為を含むもの」と記載されている。

【参考】

本条は、本法により障害者虐待防止措置が規定されている障害者虐待の場合にとどまらず、障害者に対して何人も虐待行為をすることを禁じることを規定したものである。本条でいう「虐待」とは第2条で定義されている虐待類型に限らず、幅広く障害者の福祉を害する行為や不作為を含むものである。

出典：障害者福祉研究会編集「逐条解説障害者虐待防止法」中央法規，平成25年1月，p.28

2) 障害者虐待の早期発見等（障害者虐待防止法第6条第2項）（再掲）

障害者虐待防止法では、学校を含め、障害者虐待を発見しやすい立場にある関係機関等に対し、早期発見の努力義務を規定している。

・障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3) 保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等（障害者虐待防止法第30条）

障害者虐待防止法では、保育所等に通う障害者等に対する間接的防止策として、保育所等の長は、保育所等の職員、その他の関係者に対する以下の措置を講ずることを規定している。

- ・障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、
- ・保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、
- ・保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置
- ・その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置

- ・ 保育所等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所若しくは同法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（２）「国手引き」における保育所等で起きた虐待事案への対応に関する記載

「国手引き」（p. 28）では、保育所等で起きた虐待事案を障害者虐待担当部署が受け付けた場合の対応を以下のように記載している（趣旨を変えない程度に要約）。

- ・ 保育所等で起きた虐待事案の、都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から都道府県及び市町村の保育所等所管部署への引き継ぎ
- ・ 都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署と、都道府県及び市町村の保育所等所管部署との間での、保育所等における虐待に関する通報や相談受理後の対応や引継方法の確認
- ・ 都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から、都道府県及び市町村の保育所等所管部署に対する障害者虐待防止法第 30 条の規定に関する取組実施状況の確認要請

【参考】保育所等における障害者への虐待について

保育所等における障害者への虐待については、子ども・子育て支援法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、都道府県、市町村、園長、指導保育教諭等が管理、監督をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、市町村、都道府県の保育課、子育て支援課が考えられます。（「国手引き」 p. 28）

（３）障害者虐待防止法施行に関する通知の発出

障害者虐待防止法施行時、厚生労働省雇用均等・児童家庭局から、都道府県、指定都市及び中核市の保育所所管部署に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う同法第三十条の保育所等の適切な対応について（事務連絡）」（平成 24 年 10 月 1 日）を発出している。

（４）保育所等における職員からの虐待や不適切保育等の禁止の規定や通知等（参考）

保育所等の職員からの虐待や不適切保育等の禁止の規定や通知等は出されていないことから、ここでは参考に、関連する周辺領域における内容を取り上げる。

１）被措置児童に対する虐待の禁止規定（児童福祉法第 33 条の 10）

児童福祉法第 33 条の 10 では、里親、乳児院、児童養護施設等に入所する児童に対する虐待行為を禁止している。

（被措置児童等虐待の防止等）

第 33 の 10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

２）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第 9 条の 2）

同基準第 9 条の 2 では、保育所を含めた児童養護施設等の職員による虐待行為を禁止している。

（虐待等の禁止）

第 9 条の 2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

3)「体罰防止ガイドライン」の公表

厚生労働省は令和元年6月に成立した児童福祉法等改正法において、児童虐待防止対策の強化のため、親権者などが児童のしつけに際して体罰を加えてはならないと法定化されたことを受け（令和2年4月施行）、令和2年2月、体罰の範囲やその禁止に関する考え方などを示した「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～（令和2年2月、「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」）を公表した。体罰が許されないものであることを明記するとともに、体罰によらない子育て、子育てに悩む保護者への適切な支援を社会全体で推進していくことをめざしている。

本ガイドラインでは、体罰は子どもの権利を侵害するものと明確に位置付け、参考として児童虐待の定義に加え、体罰や体罰以外の暴言等の子どもの心を傷つける行為についても例示がなされ、体罰行為の範囲を広げている。

なお、本ガイドラインは子育てに悩む保護者への適切な支援を目的に関するものだが、「親以外の監護・教育をする権利を持たない者を含む全ての人について、体罰は許され」という記載もなされている。

4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第25条、第26条）

同基準第25条では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等小規模や地域を特定して保育事業を運営する事業所の職員による虐待行為を禁止している。また、同基準第26条では、特定教育・保育施設の管理者に対する同様の規定も設けている。

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。（令元内府令8・一部改正）

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

2. すべての児童（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査

2-1. 調査概要

（1）調査目的

すべての児童（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組概要の把握及びヒアリング調査候補先を抽出する目的で、アンケート調査を実施した。

本調査実施にあたっては、特に以下の点を重視した。

- ①都道府県及び市町村の認可保育所所管部署が従前から認可保育所に対して実施している運営支援や巡回相談、環境整備における取組を前提とし、
- ②上記①に加え、保育所等に通う障害者への虐待防止の実効性を高めるという観点から、障害者虐待防止法第30条で保育所等の長に求める障害者虐待防止措置の実施に寄与する、都道府県及び市町村の認可保育所所管部署の取組の把握及びヒアリング調査先の抽出

（2）調査対象、調査実施時期、調査実施方法等（再掲）

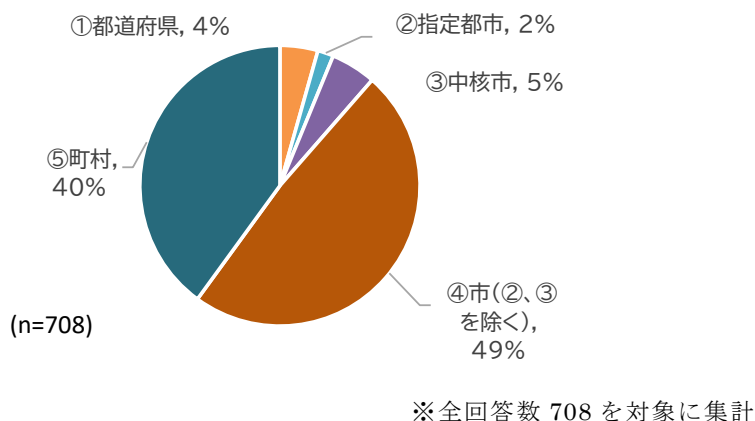
項 目	内 容
調査対象	・ 47 都道府県認可保育所所管部署 ・ 1,741 市町村認可保育所所管部署（特別区を含む）
実施時期	・ 令和3年1月～2月
実施方法	・ 配布：厚生労働省から、都道府県認可保育所所管部署を通じて、市町村認可保育所所管部署にメール発出を依頼（指定都市、中核市には、厚生労働省から直接メール発出を依頼） ・ 回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼
回収数	708 通

※保育所等の種別や所管部署の違いによる「間接的防止措置」の取組には差が見られないと考えられることから、本調査対象を都道府県及び市町村の認可保育所所管部署に限定すること、本調査結果から導いた成果物を、認可外保育所及び認定こども園の所管部署に対しても援用して周知いただくことについて、各所管官庁から了承を得た。

2-2. 調査結果概要

(1) 回答者基礎情報

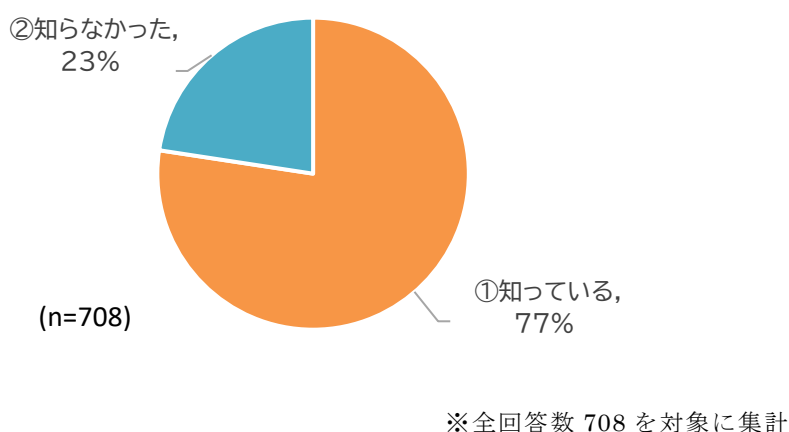
○回答者の自治体区分は、「市」（一般市）が 49%、「町村」が 40%を占めている。



図Ⅱ-2-1 回答者の自治体区分

(2) 都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署における障害者虐待防止法第 30 条の認知度

○都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署における障害者虐待防止法の第 30 条の「保育所等に通う障害者」に対する虐待の防止等の措置の義務付けについて、「知っている」と回答した割合は 77%、「知らなかった」と回答した割合は 23%であった。



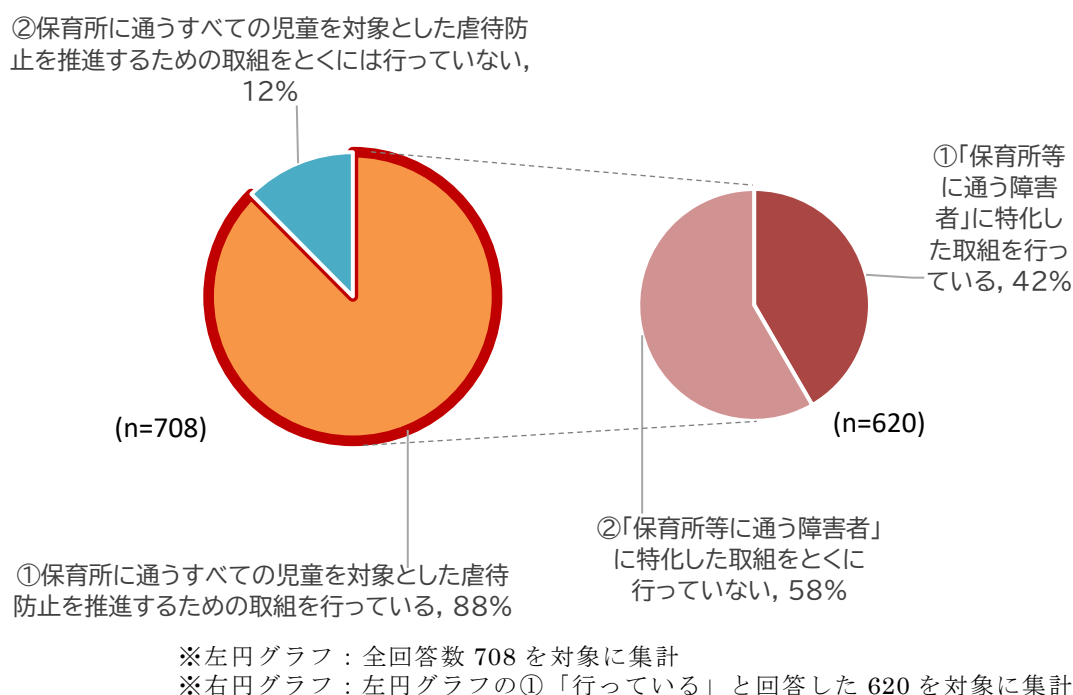
図Ⅱ-2-2 都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署における障害者虐待防止法第 30 条の認知度

(3) 認可保育所の長が、すべての児童（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組

1) 都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている、保育所に通うすべての児童（障害者を含む）を対象にした虐待防止を推進するための取組の実施状況

※障害者虐待防止法第30条で規定されている、保育所等の長が実施する「間接的防止措置」（研修の実施及び普及啓発や相談に係る体制の整備、虐待に対処するための措置、その他の必要な措置）の推進を目的とした都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署による取組を、1つ以上実施している回答者（部署数）を「行っている」とカウント。

- 都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して、保育所に通うすべての児童を対象とした虐待防止を推進するための取組（いじめや人権に対する取組も含む）を行っていると回答した割合は88%であった。
- また、行われている虐待防止を推進するための取組のうち、「保育所等に通う障害者」に特化した取組を行っていると回答した割合は42%であった。



図Ⅱ-2-3 都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署による、認可保育所の長に対する、保育所等に通う児童を対象にした虐待防止を推進するための取組の実施状況（「保育所に通うすべての児童を対象とした取組」と「『保育所等に通う障害者』に特化した取組」の実施状況）

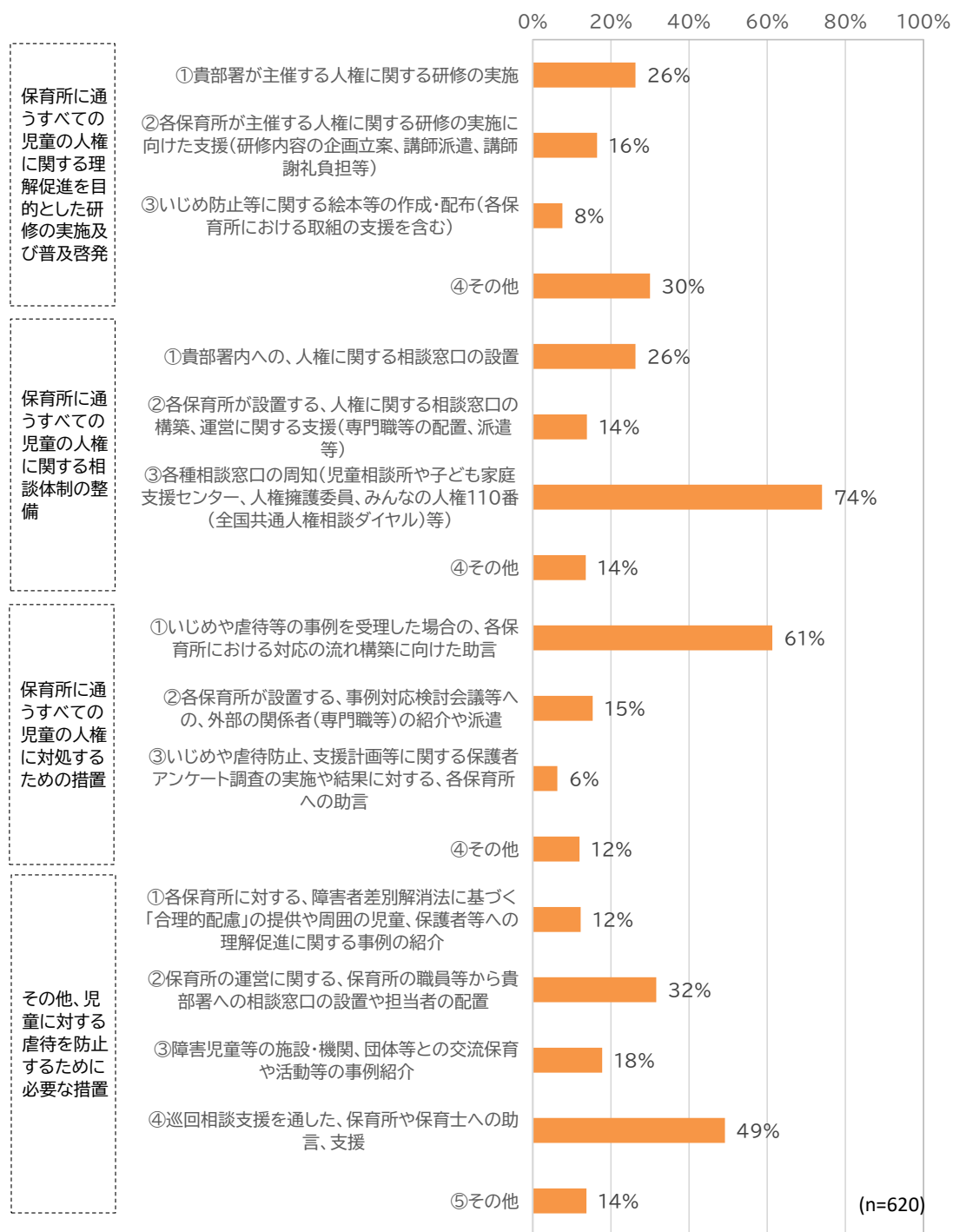
2) 1) で「①保育所に通うすべての児童を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の取組内容

○都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署として行っている主な取組（選択肢）としては、以下の割合が高い。

- ・「各種相談窓口の周知（児童相談所や子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）等）」
- ・「いじめや虐待等の事例を受理した場合の、各保育所における対応の流れ構築に向けた助言」
- ・「巡回相談支援を通した、保育所や保育士への助言、支援」の割合が高い。

○自由回答も含めると、多くの所管部署において、以下の取組や体制が構築されていることを確認できた。

- ・職員を対象とした、人権研修の実施、保育士等キャリアアップ研修における「虐待予防や障害児保育」に関する研修の実施
- ・保育所、幼稚園、親子が集う場への巡回指導や巡回相談
- ・周囲の児童、保護者に対する、障害児への理解促進を通じた集団づくり



※図Ⅱ-2-3 左円グラフの①「行っている」と回答した 620 を対象に集計

図Ⅱ-2-4 1) で「①保育所に通うすべての児童を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の取組内容【複数回答】

具体例

- ・各保育施設に人権擁護、虐待防止推進委員を配置。
- ・「状況把握、検証、必要な機関への報告、改善の方向性」等、担当課も把握し助言等行う。また、担当課保育士の訪問や必要に応じて巡回相談支援員の巡回。
- ・「保育所における園児への虐待対応マニュアル」にて保育所内の体制などを周知。
- ・障害のある子や外国籍の子を含むクラス運営等についての研修の実施。
- ・各保育所の人権保育推進委員が参加する人権保育推進研修会を年4回開催。また、人権保育推進委員や主任保育士による各保育所での人権に関する研修の支援（講師派遣等）。
- ・人権に関する絵本を各保育所に5冊ずつ購入し配布。
- ・部署内に専門の職員（保育者）を配属しているため、保育所より相談があった際は、本グループが対応をしている。内容によっては、担当の課へ情報提供し、相談ができるように繋げている。
- ・園ごとの苦情受付体制の周知、苦情解決第三者委員の設置及び周知。
- ・公立保育園では所管部署にて情報を集約し、必要に応じて調査を行った上で、各保育所に対して個々のケースに応じた指示・助言を実施。私立保育園に対しては、指導検査における虐待マニュアルの確認。連絡系統、連絡場所の掲示についての喚起。事例の相談と助言。
- ・保育所利用者アンケート（自由記述欄の重視）。
- ・希望する保育所職員が市内療育施設へ見学ができるよう斡旋している。また、子どもの発達センターと市内保育所との保育園交流を実施している。

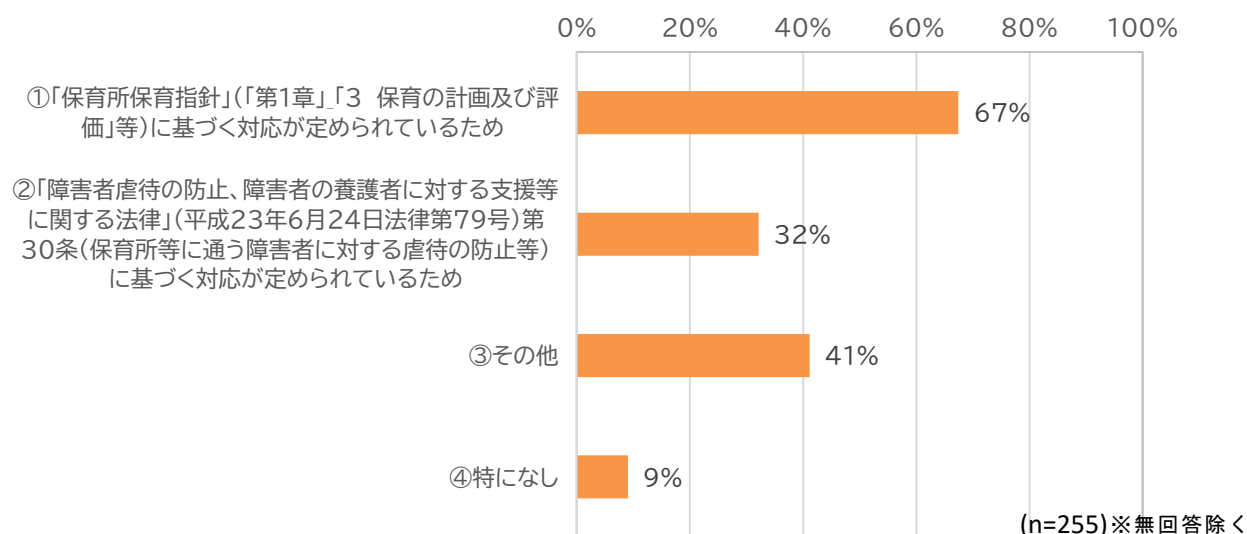
3) 1) で「①保育所に通うすべての児童を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署のうち、「②『保育所等に通う障害者』に特化した取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の取組内容

具体例

- ・加配保育士の配置。
- ・障害の程度に応じて補助金を交付する。
- ・保育所が障害児を受け入れる際に必要な改修費等に係る経費を支援。
- ・「障害児保育について」と題して・障害のある子への関わり方について（応用行動分析など）等について保育士職員を対象に講師を招いて研修を行っている。
- ・臨時やパートの職員を含むすべての職員に対し、特別な支援を要する児童について理解を深める研修を実施。また、すべての保護者・すべての園に理解を深めるためのテキスト・DVD を配付。
- ・様々な障害を理解し安定した保育が行えるように、運動機能障害や発達障害の理解、インクルージョン保育、ユニバーサルデザインなど、障害児保育に関する研修を実施している。
- ・教育センター（幼保研修担当）において、基礎・中堅・管理職のすべてのステージに応じた障害及び障害の理解を深めるための研修を実施。
- ・小児神経専門医を講師に迎え、支援を必要とする園児に対する保育のあり方について、ゼミ形式で研修を行っている。
- ・毎年度、公立保育園にて障がいテーマとした研修会を開催し、私立保育施設からも参加していただいている。
- ・心理士や作業療法士などの専門員が施設を巡回し、心身の発達等の気になる児童への対応について、保護者や園へ指導・助言を行っている。
- ・県が独自に行っているアセスメントツール（チェックリスト）を活用し、個別の指導計画を作成。また、保育所への支援として、同部署の職員が助言等を実施している。
- ・特別支援担当者が園を訪問指導及び、支援計画を基にケース会議の実施。
- ・一人ひとりの発達の特性を考慮した配慮、対応を行っている。

4) 1) で「①保育所に通うすべての児童を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署のうち、「②『保育所等に通う障害者』に特化した取組を行っている」と回答した取組理由

○「保育所等に通う障害者」に特化した取組を行っている理由は、「『保育所保育指針』（「第1章」_「3 保育の計画及び評価」等）に基づく対応が定められているため」の割合が 67%、次いで「その他」が 41%であった。



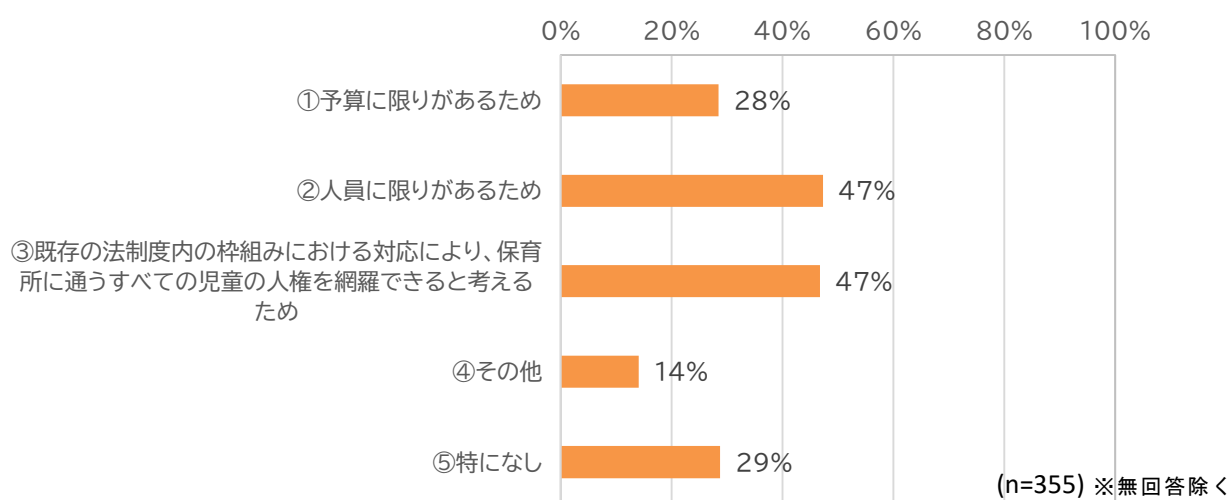
※図Ⅱ-2-3 右円グラフの「①特化した取組を行っている」と回答した 258 のうち、無回答 3 を除く 255 を対象に集計

図Ⅱ-2-5 「保育所等に通う障害者」に特化した取組を行っている理由【複数回答】

その他(具体的内容)
・ 保育の質の向上のため。 ・ 発達障害をもつ子どもへの指導は増えている。また、個別の事例もさまざまな対応が求められることがあるため。 ・ インクルーシブ教育推進のため。 ・ 「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」において、専門分野別研修の分野として規定されているため。

5) 1) で「保育所に通うすべての児童を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署のうち、「②『保育所等に通う障害者に特化した取組』をとくに行っていない」と回答した部署におけるその理由

○「保育所等に通う障害者」に特化した取組をとくに行っていない理由としては、「既存の法制度内の枠組みにおける対応により、保育所等に通うすべての児童の人権を網羅できると考えるため」と「人員に限りがあるため」の割合がそれぞれ47%であった。



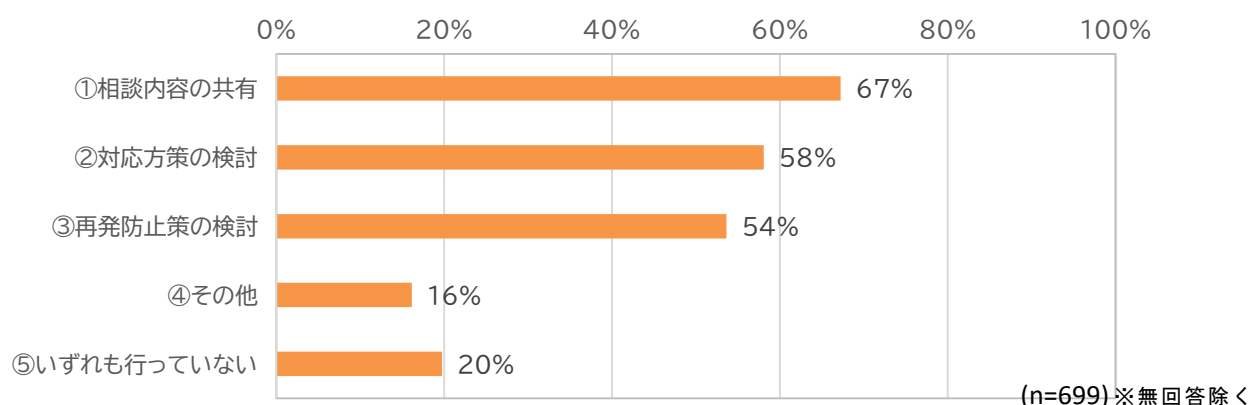
※図Ⅱ-2-3 右円グラフの②「特化した取組をとくに行っていない」と回答した 362 のうち、無回答 7 を除く 355 を対象に集計

図Ⅱ-2-6 「保育所等に通う障害者」に特化した取組をとくに行っていない理由
【複数回答】

(4) 市町村障害者虐待防止センター等が、保育所等における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署との連携状況

※市町村の場合、「市町村障害者虐待防止センター」、都道府県の場合、「都道府県権利擁護センター」（いずれも障害者虐待防止法第 32 条、第 36 条参照）

○市町村障害者虐待防止センター等が、保育所等における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の障害者虐待防止センター等との連携については、「相談内容の共有」が 67%、「対応方策の検討」が 58%、「再発防止策の検討」が 54%の割合であった。



※全回答数 708 のうち、無回答 9 を除く 699 を対象に集計

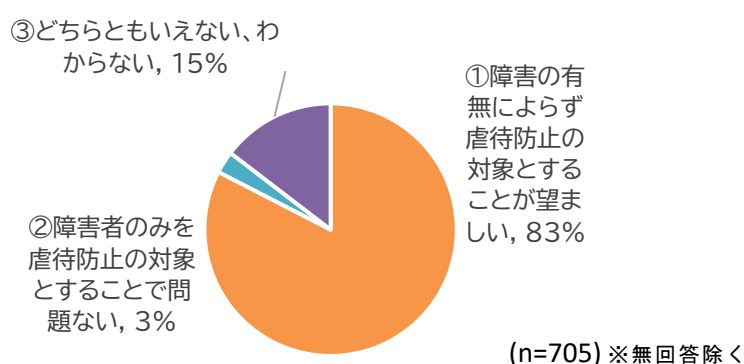
図Ⅱ-2-7 市町村障害者虐待防止センター等が、保育所等における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署との連携状況
【複数回答】

※実際に連携した事例はなく、事例が発生し、連携が必要になった場合に①～④を行うことになっているという想定 of 回答も含む。

(5) 障害者虐待防止法第 30 条において、保育所等の長に対して、「保育所等に通う障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けていることについての、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署としての意見

1) 「保育所等に通う障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署としての意見

○「保育所等に通う障害者」のみを虐待防止の対象とすることについては、「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」の割合が 83%、「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」が 3%、「どちらともいえない、わからない」が 15%であった。

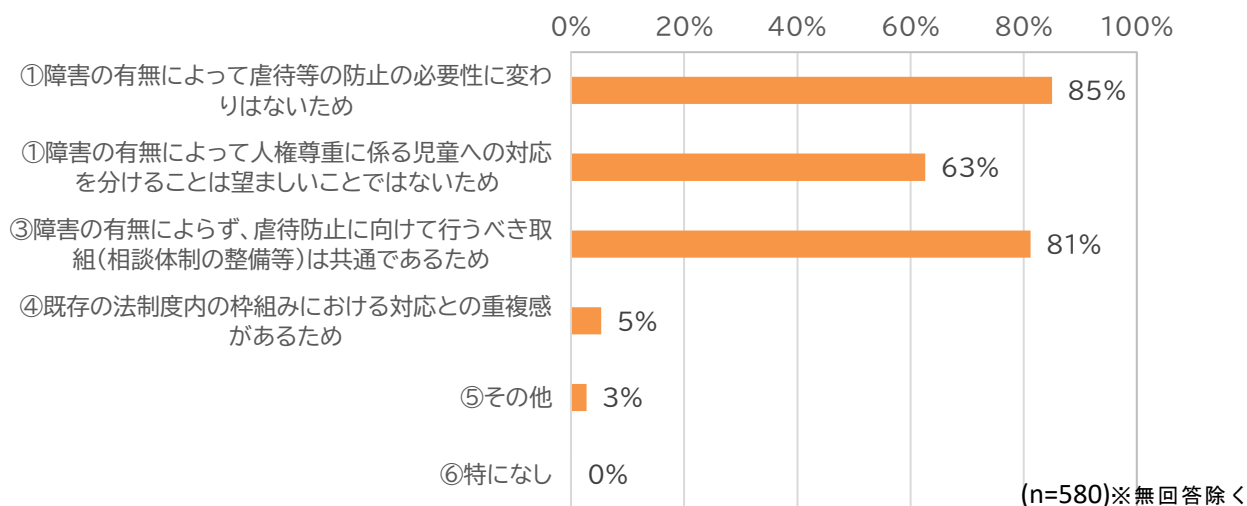


※全回答数 708 のうち、無回答 3 を除く 705 を対象に集計

図Ⅱ-2-8 「保育所等に通う障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署としての意見

2) 1) で「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の理由

○「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の理由としては、「障害の有無によって虐待等の防止の必要性に変わりはないため」の割合が 85%、次いで「障害の有無によらず、虐待防止に向けて行うべき取組（相談体制の整備等）は共通であるため」が 81%であった。



※図Ⅱ-2-8 円グラフの①「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した 582 のうち、無回答 2 を除く 580 を対象に集計

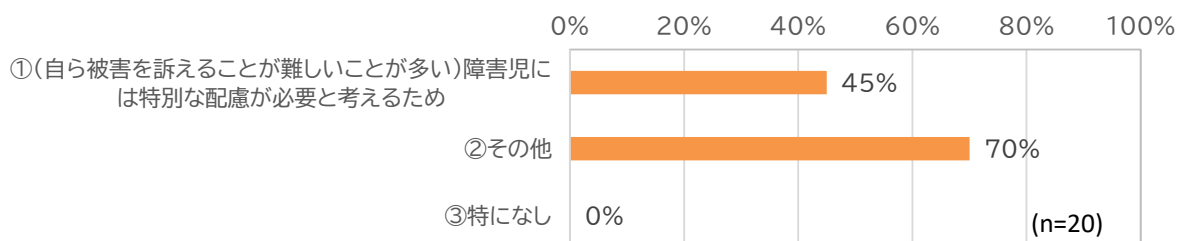
図Ⅱ-2-9 「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の理由【複数回答】

その他(具体的内容)

- ・ 人権は障害の有無に関わらず尊重すべきであると考えている。
- ・ 虐待防止に努めることは、保育施設の責務であり、対象児童の障がいの有無は関係ない事だと考えるため。
- ・ 障害児の虐待対応については、児童虐待部門が中心となり対応している自治体も多く、虐待理由が障害の有無によるものでないケースもあるため。
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第三条によって、児童への虐待をしてはならないことが規定されているため。
- ・ 全体として、児童虐待は防止すべきだが、障がいにより特に配慮を要する場合の規定があってもおかしくない。
- ・ 虐待防止センターがあり、障害の有無に関わらず、ケース会議で連携を図り、虐待防止に努めている。
- ・ 未就学の子どもには、発達障害の症状が見られても、障害児と判定するのに時間を要する（3歳以上にならないと判定が難しい）ケースがあり、法で定める障害児の定義から外れる子どもが出てくるため。

3) 1) で「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の理由

○「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した理由としては、「その他」の割合が 70%、「自ら被害を訴えることが難しいことが多い障害児には特別な配慮が必要と考えるため」の割合が 45%であった。



※図Ⅱ-2-8 円グラフの②「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した 20 を対象に集計

図Ⅱ-2-10 「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の理由【複数回答】

その他(具体的内容)

- ・ 障害の有無によらず虐待防止の対象であることが前提の上で、障がい者は日常生活等に相当な制限を受ける状態にあり、特に配慮が必要であるため、「障害者虐待防止法」において規定する理由はあると考える。
- ・ 障害者虐待防止法は、児童、配偶者及び高齢者といった社会的弱者といわれる人々の尊厳を確保するために虐待防止法制の一つとして障害者に特化した法が整備されたものであり、その一環として、第 30 条の規定は意味があるものと理解できるため。他方、同条との関係性では、児童虐待防止法からでも同旨の規定を読むことができ、重複していると理解されやすいが、法律によってその後の対応等が異なるものである。これらは、それぞれの法律をどのように運用するかに関わっており、対象だけの問題でないことから、立法者によるものといえる。
- ・ 虐待は障がいの有無によらず対応していく必要があるが、障害者虐待防止法の定めの中においては、保育所等の長に対し、「保育所等に通う障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けとする内容で問題ない。
- ・ 人権尊重の必要性は障害の有無によって変わることはないが、この法律は障害者のための法律なので障害者のみを対象としてよいのではないか。

3. すべての児童（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組概要を把握するためのヒアリング調査

3-1. 調査概要

（1）調査目的

前述の「すべての児童（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査」結果をもとに整理した「ヒアリング調査先選定の視点（下表）」に該当すると推測される回答を得られた都道府県及び市町村の認可保育所所管部署に対し、当該取組例の具体的内容や工夫等を聞きとる目的で、ヒアリング調査を実施した。

（2）調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

1）調査対象

「ヒアリング調査先選定の視点（下表、本報告書 p.9 再掲）」に沿っていると考えられる取組等を回答いただいた都道府県及び市町村の所管部署に対し、調査への協力依頼を行った。

【ヒアリング調査協力先選定の視点】（本報告書 p.9 再掲）

- 人口規模、自治体区分（都道府県、指定都市、中核市、市町村）
- 都道府県及び市町村の所管部署として、各機関を利用する者に対して行っている虐待防止や不適切な行為に該当する行為を例示し、所管内の学校、保育所等、医療機関が統一の見解、対応を図れるよう、周知している（障害者虐待に相当する行為や虐待者として職員を含める等）
- 児童、生徒や保護者、患者等に対するアンケート調査等を実施し、早期に虐待や体罰、いじめ等に関する事態を把握する仕組みがある
- 都道府県及び市町村の所管部署に、所管内の学校、保育所等、医療機関を利用する者や職員等からの相談を受ける仕組みや体制を整備している
- 他部署（特に特別支援教育所管部署、障害者虐待担当部署等）と連携、協力する仕組みを設けている 等

※一方、アンケート調査結果の回答や検討委員会での意見から、すでに多くの学校、保育所等、医療機関で取り組まれたり、仕組みとして定着したりしていることが推測される以下の取組や仕組み等は、本事業における「参考となると考えられる取組等」としない（＝ヒアリング調査協力先とはしない）ことを確認した。

- ・学校、保育所等、医療機関を利用するすべての児童・生徒、患者等の人権が守られる取組や仕組み＝各機関を利用する障害者に対する虐待防止の前提」と考えられる取組等として、多くの学校、保育所等、医療機関ですでに取り組まれていること、仕組みとして定着していること
- ・児童虐待か（教）職員からの体罰等かを読み取れない取組
 - －所管部署に、所管内の学校、保育所等、医療機関から、いじめや（児童）虐待、人権等に関する相談を受ける仕組みや体制が整備されている、担当者が配置されている
 - －いじめや（児童）虐待等の事例を把握した場合の、対応の流れ構築に向けた支援や、対応における助言・支援等

2）調査実施時期

令和3年3月

3）調査実施方法

事前に、アンケート調査の回答内容を深掘りするために調査依頼項目を送付した。ヒアリング調査当日は、その調査項目に基づいて、オンラインまたは電話での聞き取りを行った。

3-2. 調査結果概要

ヒアリング調査結果を以下に示す。

(1) インクルーシブ教育・保育の理念や取組の推進による、ともに生きる集団づくり、子どもの育ちの環境づくりの支援：A自治体

1) インクルーシブ教育・保育の理念や取組の推進

- ・当自治体では、昭和 50 年代から、就学前から障害の有無を問わず、集団の中での育ち、発達に課題を抱える子どもも含めた集団づくりという考えがベースにある。
- ・この取組は自治体内の公立こども園に根付いており、障害児を含めた集団づくりやさまざまな取組の基礎となっている。

2) 幼保、公民合同の事例検討会にて、発達に課題を抱える児童への関わり方の質の向上支援

- ・年 1 回、幼保、公民合同で障害児や発達に課題を抱える児童への関わりや気になる家庭への支援事例をもとに、自治体内の幼保、認定こども園の教職員が学び合う学習会を実施している。
- ・効果：
 - －障害児を受け入れた集団づくりの促進
 - －保育所等に在籍する障害児の教育や技術を一緒に学びあい子どもへの理解を深める機会（自治体全体の保育の質の向上）
 - －関係機関（自治体内の子ども家庭相談員、保健センター保健師、療育機関等）にも参加を呼びかけ、自治体の関係機関の相互理解やスムーズな連携につなげる。

3) 公民を問わず、特別支援担当（障害児保育担当）の巡回指導の実施、関係機関と保育所等をつなぐ家庭支援担当との連携

- ・特別支援担当（7 名）は公民の枠を超えて、担当区の障害児や発達に課題を抱える児童への関わりに対する相談を受け、巡回指導を行っている。
- ・自治体全体で約 300 ケース／年を受理している。
- ・家庭支援担当（6 名）は保育所等から気になる家庭の相談を受け関係機関につなぐ役割を果たしている。障害や虐待など重複している場合は障害児担当と連携を取り合い支援にあたっている。
- ・効果：障害児や気になる家庭の児童を受け入れた園の保育の質の向上や職員のスキルの向上につながっている。

4) 職員から児童への不適切な行為に関する事例への対応

- ・職員から児童への不適切な行為に関する事例への対応は、実地指導や集団指導、研修時等で、随時注意喚起している。「不適切保育」という明確な文言は用いず、保育の質を高めるという話のなかで触れている。
- ・年 1 回入るかどうかなという程度だが、職員や家族、近隣住民の方から当部署宛てに、言葉がけがきついのではないかとといった連絡や相談がある。その場合、園に確認し、必要に応じ当課の職員が指導を行う。これまで、それほど重大なニュースになるような事例は発生していない。

(2) 保育士、園への支援を通じた、子どもの育ちの支援環境の整備：B自治体

1) 公立、私立保育園を対象とした研修を通じた、保育の質の向上支援

- ・年7回、公立保育園職員を対象にした、子どもへの関わり方や保護者への支援等、様々なテーマで保育士向け研修を実施。
- ・また、自治体職員向けの障害者差別解消法に関する研修も実施する（別の部署が主管）。
- ・私立保育園に対しては、園長代表者の関係部署連絡会及び研修の参加と報告を求めている。

2) 巡回相談等での公立、私立保育園の保育士、園への支援を通じた、子どもの育ちの支援環境の整備

- ・公立、私立保育園に対しては子ども発達支援センターが、障害児や気になる児童の保育への対応に関する保育士への助言や支援を行う巡回相談を行っている。
- ・自治体として、関係部署・期間が連携した一貫した支援環境の整備を目的とした仕組みを構築している。
 - －目的：子ども発達支援センターが中心となり、育ちに支援を必要とする子どもたちが、早期から適切な支援を受けられ、通園・通学先が替わっても、その支援が切れ目なく一貫して継続される体制づくりを促進する目的で仕組み化（就学前～高校）。
 - －取組概要：各機関が当該児童や家庭に関する情報を記録し、発達時期に応じた関係機関間で共有、支援課題を検討するとともに（横の連携）、スムーズな申し送りを実現することで、切れ目のない支援を実施している（縦の連携）。

3) 職員から児童への不適切な行為に関する事例への対応

- ・職員から児童への不適切な行為に関する事例への対応は、保育所の指導監査部署が受け付け、実地指導や集団指導、研修時等で、随時注意喚起している。
- ・保護者、近隣住民の方から当部署宛てに、職員の対応が気になる、公園への散歩時、先生から園児への言葉がけがきついのではないかとといった連絡が入ることはある。園が特定されれば注意をするが、特定が難しい場合には、園長会を通じて注意喚起する。
- ・いずれにしても、そうした相談を把握した場合、指導監査で確認に入ることになる。

（３）発達支援研修会や巡回指導を通じた、子どもの育ちの環境づくりの支援：C 自治体

１）発達支援研修会の実施

- ・平成 23 年度、県が取組を開始した発達支援サポーター養成研修の継続支援として、自治体の単独事業としてサポーター等への研修を実施（年 2 回）。
- ・目的：子どもの特性や関わり方、支援方法の理解促進を通じた、不適切な保育の防止や保護者から児童への虐待の早期発見等。
- ・対象：登録者約 40 名弱。保育士（公民を問わず）、幼稚園教諭が半分くらい。他に、障害、子育て担当部署の自治体職員等。
- ・有識者からの講演。
テーマの例：「行動が気になる子の理由、かかわり方」「その保護者への支援」。

２）幼保を問わず、子どもの発達についての専門知識を有する者による巡回相談支援

- ・臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等、子どもの成長や発達についての専門知識を有する者が、子どもの発達支援巡回事業の実施希望があった施設（保育所、幼稚園及び子育て支援センター等の親子が集う施設等）を巡回し、保育士、幼稚園教諭等に対してその支援手法について助言を実施。

３）職員から児童への不適切な行為に関する事例への対応

- ・保護者から当部署宛てに、お迎えの時間に、職員から児童への言葉がけで気になることがあったという連絡が入ることはある。その場合、指導監査の枠組みで事実確認を行う。
- ・いずれにしても、仮にそうした相談を把握した場合、指導監査で確認に入ることになる。また、児童虐待全体に関して対応する部署があり、その部署と連携することになると考えている。

4. 検討委員会委員からのヒアリング調査

(検討委員会におけるフリーディスカッション)

4-1. 調査概要

(1) 調査目的

検討委員会の委員が所属する各団体の会員（学校、保育所等、医療機関の現場）や団体として行っている、保育所等に通うすべての児童（障害者を含む）に対する、虐待や不適切な行為等を防止する取組や体制、その工夫等を把握する目的でヒアリング調査を実施した。特に以下の2テーマについて、取組概要や考え方等について意見を求めた（詳細は次頁）。

○各団体に所属する保育所等の現場における虐待防止の取組について

○保育所等の現場において「間接的防止措置」の義務を果たすために、必要と考えられること

(2) 調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

1) 調査対象

検討委員会委員

2) 調査実施時期

令和3年2月（第2回、第3回検討委員会）

3) 調査実施方法

第2回、第3回検討委員会時、次頁の2テーマについて、取組概要や考え方等について、資料をもとに各委員から説明、聞き取りを行った。

※全国保育士会作成の「人権擁護チェックリスト」は、本研究事業検討委員からの推薦により資料提供協力を依頼した。

【テーマ】

(1) 貴団体に所属する保育所等の現場における虐待防止の取組について

障害者虐待防止法では、第 30 条で保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等として、保育所等の長に対して上記のように規定しています。当条文に定める以下の 4 点について、貴団体に所属する保育所等の現場では、保育所等の職員その他の関係者に対し、保育所等に通う障害者を含む虐待防止の取組としてどのような取組を行っていますか。具体例をお聞かせいただけますと幸いです。

※各取組の記載内容に関するご参考資料：「平成 29 年度 「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」調査研究事業 報告書（平成 30（2018）年 3 月、一般財団法人 日本総合研究所、p. 130～p. 150）」

- ア. 児童の人権（いじめや虐待防止等。以下同じ。）に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発について
- イ. 児童の人権に関する相談体制の整備について
- ウ. 児童の人権に対処するための措置について
- エ. その他の当該保育所等の児童に対する虐待を防止するため必要な措置について

(2) 保育所等において「間接的防止措置」の義務を果たすために、どのようなことが必要と考えますか。

- ①保育所等として
- ②所管部署として

4－2．調査結果概要

ヒアリング調査結果を以下に示す。

※資料提供、掲載について承諾のあった委員及び委員からの推薦団体の資料を掲載

（１）高谷委員

保育所・認定こども園

障害者虐待防止法第30条に係る取組み

法の概要

- 責務を負う者 :施設長
- 対象者(虐待する側) :保育所等の職員その他の関係者
- 必要な措置 :①障害及び障害者への理解を深めるための研修・普及啓発
②虐待に関する相談に係る体制の整備
③保育所等に通う障害者(虐待を受ける側)に対する虐待
に対処するための措置・虐待を防止するための措置

研修・普及啓発について

- (ア) 研修・普及啓発

平成29年度から開始された保育士等に課されたキャリアアップ研修(全8分野)の中の1分野として「障害児保育」が設定されている。

県市や保育団体主催の研修会への参加(外部研修)や、園内に「障害児保育委員会」を設置し、リーダーのもとテーマを決め相互に意見交換をし、適宜、各委員会の報告会を開催している園もある(園内研修)。

啓発事業としては、児童虐待防止推進月間(11月)にのぼり旗の掲出等。

相談体制・対処措置について

- (イ)(ウ) 相談体制・対処措置

具体的事例の初期段階では、各園において子育て相談(園長・主任級)を受け付ける中で対応。

解決しない場合は、苦情解決体制(苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員により構成)により、外部委員を交えて対応・結果の公表。

その他、兵庫県では、「認定こども園・保育所等ホットライン」の専用ダイヤルを開設し、随時電話相談を行っている。(兵庫県庁こども政策課)

課 題 ①

- 人権教育の対象を主として児童、虐待防止の対象を保護者と捉えている現状に、職員を加えていくことが必要。「人権尊重の重要性」「虐待=悪」ということは大人(教職員)は理屈では皆理解していると考えており、教育対象・防止対象から自分たちを省きがちになる。
- 「虐待=悪」をイメージで理解していることと、どのような行為が実際に虐待に相当するのか(実際の言葉・行為・態度)との間にギャップがあることを職員自身が認識し、解消していく必要性がある。

課 題 ②

- 障害の有無にかかわらず就学前児童(虐待を受ける側)は被害主張が困難であること。
- 特に就学前においては、保護者との協力により進めていかなければ効果的な取組みにならない。
- 子どもの発達段階(0～6歳)に応じた取組みが必要。
(子どもたちの「違い」に対する好奇心と、相手の心に寄り添う心のバランスの取り方 ⇒ 保育者の保育スキルの向上)

必要な取り組みについて

- ①保育所等として

社会的弱者、マイノリティグループに対する心の育成を児童(保護者)、教職員を問わず実施(インクルーシブ保育・教育)し、内外の研修を通じて保育者の資質の維持・向上を絶えずはかっていく必要がある。(保育現場においてはそのための研修時間・人材の確保が難題)

- ②所属部署として

保育団体としては、国・自治体への保育者の処遇改善要望につとめることにより、責任と処遇の均衡したやりがいのある職場作りを可能にせしめらうとともに、研修機会の提供や運動の実践を通じて、特に施設長の意識向上を図っていく必要がある。

- (2)「子どもを尊重する保育」の実現を目的とした「人権擁護チェックリスト」の配布・活用を通じた、保育士自身による振り返り機会の促進：全国保育士会
- ※全国保育士会へは、資料提供協力を依頼。

4. セルフチェックリスト

(1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわり

参照すべき条約等

<子どもの権利条約（日本ユニセフ抄訳）>

第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

<保育所保育指針>

第1章 総則 第2 保育所保育に関する基本原則 (5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

<幼保連携型認定こども園教育・保育要領>

第1章 総則 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価 (3) 指導計画の作成上の留意事項

ク 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。

※日々の自らの保育を振り返り、『『良くない』と考えられるかわり』について、『している（したことがある）』『していない』のいずれかにチェックをつけてください。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり	あなたの保育では？ チェック欄	より良いかわりへのポイント
1	登園時	朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	☐ していない ☐ している (したことがある)	「恥ずかしい」という表現は、大人の価値観の押しつけになる可能性があります。 たとえば、「お母さんの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを受け止め、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかけると良いでしょう。
2	日中	製作活動で子どもが描いた作品をみて、「そこ違うよ。もう一枚描いてみる？」とだけ言って、描きなおすように働きかけた。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもが自ら描いた作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認めるかわりをしましょう。
3		排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉がけをする。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮し、トイレ等の人目につかない場所で、「着替えをしたら気持ちよくなるからね」等と声をかけて対応しましょう。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり あなたの保育では?	チェック欄	より良いかわりへのポイント
4	日中	子どもが、友だちをたたく等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉がけをする。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもが良くないことをした際、それを子どもに伝えること、状況を理解するための言葉かけは大切ですが、必要以上に責めるべきではありません。
5		子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもが話そうとしたときは、できるだけ耳を傾けましょう。また、すぐに対応できない状況であった場合には、後で必ず「さっきは何だった？すぐに聞けなくてごめんね。」と聞くようにしましょう。『先生に話を聞いてもらえて嬉しい、また話したい』と子どもが感じることで、信頼関係の構築につながります。
6		苦手なことを決めている子に、「早くやって。できないなら後ろに行って。」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉がけをする。	☐ していない ☐ している (したことがある)	保育者が子どもの頑張ろうという気持ちを置き去りにした発言をすると、子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉がけをしましょう。
7	昼食時	食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳せず、食べたら次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。	☐ していない ☐ している (したことがある)	食への関心・意欲を育むためには、すべての献立を配膳し、子ども自身が好む順番で食べられる環境を設定することが必要です。また、こぼす、こぼさないに着目するのではなく、食べる意欲を育む環境づくりに努めましょう。
8	降園時	お迎えに来た保護者に「A君は、今日はケンカをしてお友だちを泣かせてしまいました」と、他の保護者にも聞こえるように言う。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもの自尊心を傷つける行為です。また、保護者が気まずい思いをしないよう、配慮が必要です。トラブルや困りごとを成長段階としてとらえ、親子にとって、相手の気持ちを理解する事や物事の良し悪しを学ぶ機会となるようにかかわりましょう。
9	その他	子ども同士のトラブルが起きたとき、子どもたちの言い分を聞かず、一方的に判断を下す。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもそれぞれに理由があって、トラブルは起こっています。トラブルも子どもにとっては貴重な経験です。保育者の一方的な考えで判断をするのではなく、双方の言い分を聞き、お互いが納得する解決へと導きましょう。
10		自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子どもに対して、「おしっこ出ない」と訴えていても、トイレに行くように促す。	☐ していない ☐ している (したことがある)	自分の感覚で排泄を知らせることができる子どもに、保育者の都合で強制的に排泄を促すことは、子どもの自主的な行動の妨げになります。子どもが自ら排泄を訴えることができる配慮をしましょう。

4

出典：「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」(平成30年4月一部改訂、全国保育士会)より抜粋

【障害者虐待防止法第30条で規定されている、保育所等の長が保育所等に通う障害者に対する虐待の防止措置として参考になると考えられる取組例】

障害者虐待防止法第30条で規定されている、保育所等の長が保育所等に通う障害者に対する虐待の防止措置として参考になると考えられる取組例
(都道府県及び市町村の所管部署へのアンケート調査及びヒアリング調査結果等から整理)

	保育所等
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	・幼保、公民合同の事例検討会にて、発達に課題を抱える児童への関わり方の質の向上支援 ・公立、私立保育園を対象とした研修を通じた、保育の質の向上支援 ・様々な障害を理解し安定した保育が行えるように、運動機能障害や発達障害の理解、インクルージョン保育、ユニバーサルデザインなど、障害児保育に関する研修の実施
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	・公民を問わず、特別支援担当(障害児保育担当)の巡回指導の実施、関係機関と保育所等をつなぐ家庭支援担当との連携 ・幼保を問わず、子どもの発達についての専門知識を有する者による巡回相談支援
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	・「状況把握、検証、必要な機関への報告、改善の方向性」等、担当課も把握し助言等の実施 ・「人権擁護チェックリスト」 ・「保育所における園児への虐待対応マニュアル」にて保育所内の体制などを周知
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	・インクルーシブ教育システムの理念や取組の推進 ・巡回相談等での公立、私立保育園の保育士、園への支援を通じた、子どもの育ちの支援環境の整備 ・発達支援研修会の実施 ・各保育施設に人権擁護、虐待防止推進委員を配置

5. 都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署における、障害者虐待防止法第 30 条で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組の考察

5-1. 保育所等の長が保育所等に通う障害者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組概要

- ・アンケート調査の回答者の多くは、自治体区分は、「市」（一般市）が 42%、「町村」が 40%を占めていた。
- ・障害者虐待防止法第 30 条の「保育所等に通う障害者」に対する虐待の防止等の措置の義務付けについて、「知っている」と回答した割合は 77%、「知らなかった」と回答した割合は 23%だった。「知らなかった」と回答した割合が 1/4 を占めることを考えると、さらなる周知が必要といえる。
- ・また、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている「認可保育所に通うすべての児童を対象にした虐待防止の取組を推進するために所管部署が行っている取組」として、多くの認可保育所所管部署において、以下の取組や体制が構築されていた（アンケート調査、ヒアリング調査結果からの整理）。
 - －各種相談窓口の周知（児童相談所や子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）等）
 - －いじめや虐待等の事例を受理した場合の、各保育所における対応の流れ構築に向けた助言
 - －職員を対象とした、人権研修の実施、保育士等キャリアアップ研修における「虐待予防や障害児保育」に関する研修の実施
 - －保育所、幼稚園、親子が集う場への巡回指導や巡回相談
 - －周囲の児童、保護者に対する、障害児への理解促進を通じた集団づくり
- ・都道府県及び市町村所管部署へのヒアリング調査や検討委員会委員からのヒアリング調査でも、ごく少数であるが、「職員からの児童への言葉がけがきつい」等の事例を把握している回答もみられており、その場合、認可保育所への指導監査の仕組みを活用し、保育所に対する確認等を行っていることを確認した。
- ・これらの結果からは、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が認可保育所の長に対して行っている、保育所等に通うすべての児童に対する虐待防止を推進することを目的とした既存の取組が、保育所等に通う障害者への虐待防止の取組や体制整備としても包含されている（＝障害者虐待防止法第 30 条で規定する「間接的防止措置」にも重なっている）ということができる。
- ・「障害者虐待防止法第 30 条において、保育所等の長に対して、「保育所等に通う障害者」のみを虐待防止の対象とする意見」からも「障害の有無によって虐待防止の必要性に変わりはない」と考えている一方で、「（自ら被害を訴えることが難しい）障害児に対する特別な配慮が必要」という記載もみられることから、この考え方にもとづいて保育所の運営支援や巡回相談、環境整備がなされていることがうかがえる（本報告書 p. 77、78）。

- ・あわせて「「保育所等に通う障害者に特化した取組」を行っている／行っていない」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の取組理由いずれをみても、既存の法制度内の枠組みにおける仕組みや対応で、保育所等に通う障害者を含めた児童に対する虐待防止を推進できると考えている回答割合がいずれも 5 割を占めていることから、上記の考え方が取組の背景にあると読み取ることができる（本報告書 p. 73、74）。
- ・以上のことから、今後、都道府県及び市町村の保育所等を所管する部署においては、上記の既存の取組が、障害者虐待防止法第 30 条で規定する「間接的防止措置」にも該当すること及び既存の取組の効果がさらに発揮されるよう、保育所等の長に対する理解促進の取組（周知等）がなされることが求められる。

5－2．障害者虐待防止法第 30 条で規定する「間接的防止措置」のさらなる推進に向けて

（１）他部署・機関との連携

- ・アンケート調査やヒアリング調査全般を通して、他部署・機関と連携をした多くの取組がなされていることを確認できた（例「子ども家庭支援センター」「特別支援教育担当部等」等）。
- ・こうした関係部署・機関との連携は、障害者虐待防止法第 30 条で規定する「間接的防止措置」をさらに充実、強化することになると考えられることから、今後も継続した取組が期待される（例：研修機会等を通じた教職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解の促進、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談体制の整備を通じた早期発見等）。
- ・また、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署のうち 5 割以上が市町村障害者虐待防止センター等と、何かしらの連携をしていることがうかがえた（実際に連携した事例はなく、事例が発生し、連携が必要になった場合に何かしらの連携を行うことになっているという想定 of 回答も含む。本報告書 p. 75）。
- ・「国手引き」では、市町村障害者虐待防止センター等との連携や、市町村障害者虐待防止センター等が受け付けた相談事例の相談受理後の対応や引継方法の確認が求められている（「国手引き」p. 28。本報告書 p. 63 再掲）。保育所等に通う障害者への虐待防止のさらなる推進に向けて、障害者虐待対応所管部署と都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署における一層の連携強化が期待される。

【参考】保育所等における障害者への虐待について（再掲）

保育所等における障害者への虐待については、子ども・子育て支援法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、都道府県、市町村、園長、指導保育教諭等が管理、監督をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、市町村、都道府県の保育課、子育て支援課が考えられます。（「国手引き」p. 28）

（２）保育士等の人材確保や働く環境整備等と両輪で進める子どもの育ちの支援の取組

- ・アンケート調査結果では「保育所等に通う障害者に特化した取組」として「補助金の交付」や「保育士の加配」等が実施されていた（本報告書 p.72）。一方、『保育所等に通う障害者』に特化した取組を行っていない」理由として「人員に限りがあるため」が約半数を占めていた（本報告書 p.74）。保育所における深刻な人材不足は、都道府県及び市町村所管部署へのヒアリング調査や検討委員会委員からのヒアリング調査でもあげられており、保育環境の整備や人材確保そのものが厳しいことが推測される。
- ・そのようななかでも、都道府県及び市町村所管部署へのヒアリング調査や検討委員会委員からのヒアリング調査等からは「一人一人の個性を尊重した成長の支援」や「障害の有無によらない集団づくり」、「職員自身による支援のふりかえりチェックリスト」等の取組を通じて、日々「すべての子どもの健やかな育ちの支援」という目的の実現に向けた取組が重ねられていることを確認できた。
- ・障害者虐待防止法第30条で規定する「間接的防止措置」を推進するうえでも土台となると考えられる、保育士等の人材確保や働く環境整備等と、すべての子どもの健やかな育ちの支援の取組が両輪で進められることを期待したい。

（３）都道府県及び市町村の保育所等を所管する部署で行われている取組に関する情報提供

- ・今回、都道府県及び市町村の保育所等を所管する部署や各団体において行われている多くの取組概要を確認することができた。
- ・そのため、厚生労働省保育所等所管部署及び厚生労働省障害者虐待担当部署から、多くの都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署で広く、継続的に取組が展開されるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署や各団体において行われている取組や体制に関する情報提供がなされることを期待したい。
- ・また「不適切保育に関する対応についての調査研究」（令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）が実施されていることから、当調査研究において明らかになった自治体における好事例等の紹介とともに、多くの情報提供がなされることが望まれる。

